

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成24年3月9日 提出
【計算期間】	第5期（自 平成22年12月11日 至 平成23年12月12日）
【ファンド名】	セゾン資産形成の達人ファンド
【発行者名】	セゾン投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中野 晴啓
【本店の所在の場所】	東京都豊島区東池袋三丁目1-1
【事務連絡者氏名】	市本 宏
【連絡場所】	東京都豊島区東池袋三丁目1-1
【電話番号】	03-3988-8669
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

主として投資信託証券を中心に投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

② 信託金の限度額

5,000億円

③ ファンドの基本的性格

ファンドは追加型投信/内外/資産複合に属します。商品分類については社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類し、ファンドが該当する商品分類に網掛け表示しています。ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行ないます。ファンドの仕組みについては後述の「(3)（ファンドの仕組み）」をご参照ください。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 その他資産 () 資産複合

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりになっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
資産複合	目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信及びその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般型 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本を含む)	ファミリーファンド	あり
		日本	ファンド・オブ・ファンズ	なし
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	北米 欧州 アジア オセアニア		
不動産投信		中南米		
その他資産 (投資信託証券 (株式・債券))		アフリカ 中近東(中東)		
資産複合 () 資産配分変更型 資産配分変更型		エマージング		

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産 (投資信託証券(株式・債券))	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式・債券に投資することを目的とする投資信託を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・ファンズ	社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※ 商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（上記網掛け部分）以外の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

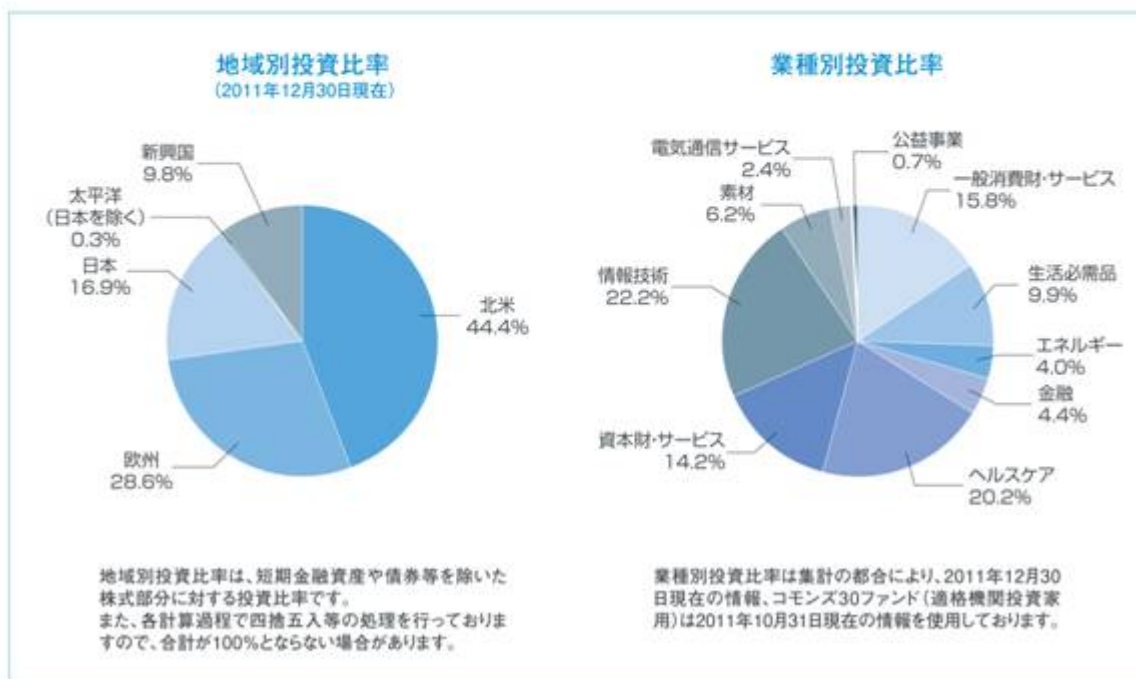
ファンドの特色

特色

1

世界への幅広い分散投資

投資対象ファンドを通じて主として世界の株式に幅広く分散投資します。株式市場の過熱により有望な投資機会がないと判断した場合は、一部債券への投資を行うことがあります。



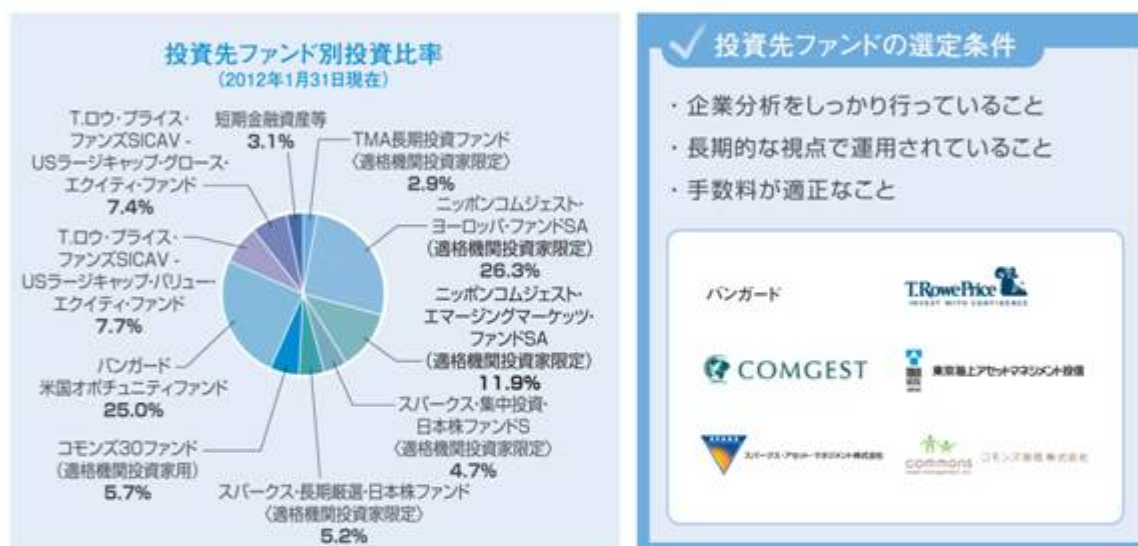
※外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

特色 2 厳選したファンドへの投資

それぞれの地域に強みを持つ運用会社のファンドへ投資を行います。

しっかりとした企業分析を行うことにより、リスクを軽減して安定的な成果を得ることを目的とします。

資産配分比率は、各国の株式市場の規模を考慮しつつも投資対象地域を幅広く分散すること、企業が収益を上げる地域もバランスよく分散されることを意識して決定します。



特色 3 長期的な視点に立った運用スタイル

価格以上に価値があると考えられる投資対象に選別投資を行い、成果が上がるまで時間をかけて待つ運用スタイルをとり、長期的な資産形成に適したファンドを目指します。

◆ 分配方針

原則として毎年12月10日（休日の場合は翌営業日）に決算を行い収益の分配を行います。分配対象額が少額の場合または、基準価額水準や市場動向を勘案して分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。当ファンドは分配金再投資専用とします。収益分配金は、税金を差引いた後、再投資されます。

◆ 主な投資制限

- ・ 外貨建資産への投資には制限を設けません。
- ・ 投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
- ・ 投資信託証券ならびに短期金融資産以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ・ デリバティブの直接利用は行いません。

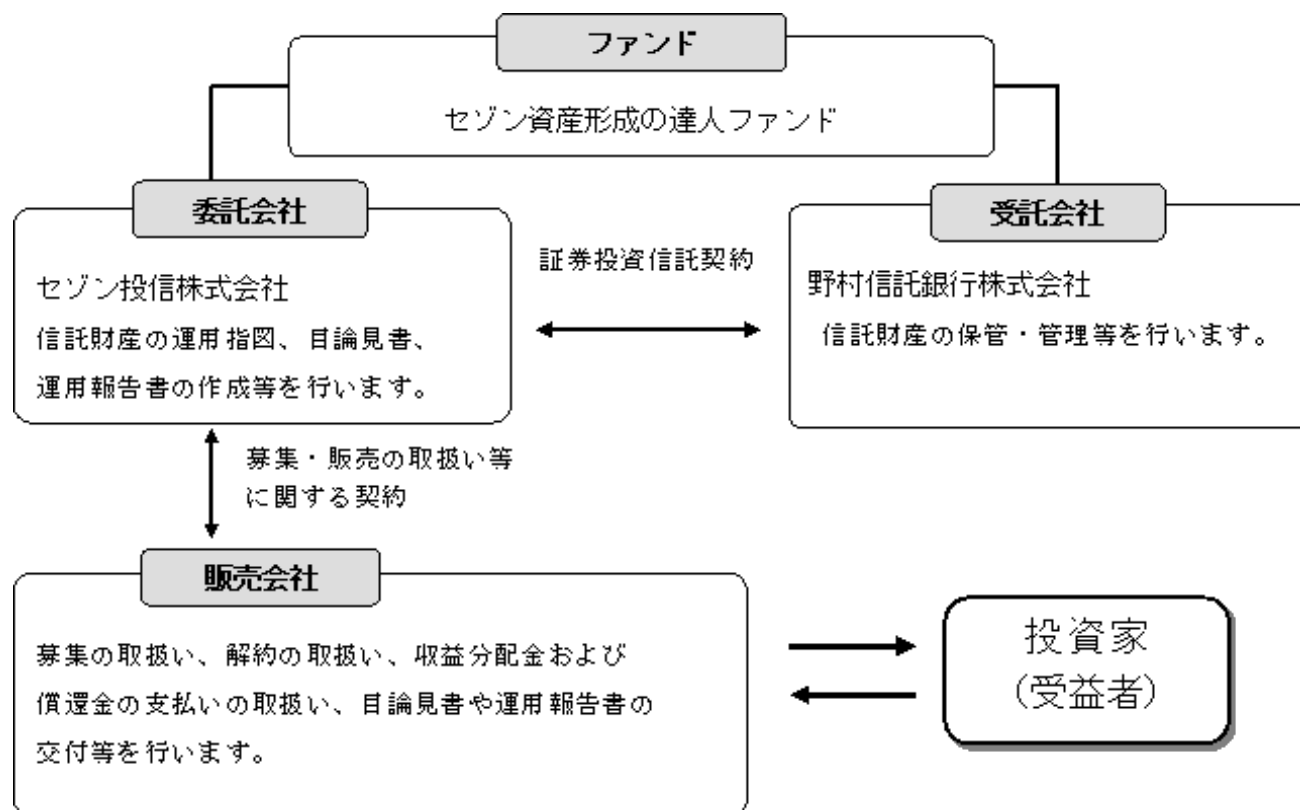
※資金動向、市場動向に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

平成19年3月15日 設定日、信託契約締結、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



※ セゾン投信株式会社は販売会社としての役割も有しています。なお、セゾン投信を通じてお買付いただいた受益権につきましては、当社に振替決済口座を開設いただき当口座にて管理されます。

	概要
委託会社と受託会社との契約 「証券投資信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出された信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」	委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係わる業務の内容、一部解約に関する事務の内容、及びこれらに関する手続き等について規定しています。

ファンド・オブ・ファンズの仕組みについて

当ファンドの運用は、ファンド・オブ・ファンズ方式で行います。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などの資産に直接投資するのではなく、株式や債券に投資している複数の投資信託に投資して、運用を行う仕組みです。



②委託会社の概況（平成23年12月末日現在）

■資本金

760百万円

■委託会社の沿革

平成18年6月 「セゾン投信株式会社」設立
 平成19年1月 投資信託委託業認可（当時）を取得
 平成19年8月 増資の実施（新資本金 460百万円）
 平成19年9月 金融商品取引業者として登録
 登録番号：関東財務局長（金商）第349号
 平成20年5月 増資の実施（新資本金 560百万円）
 平成21年2月 増資の実施（新資本金 660百万円）
 平成23年2月 増資の実施（新資本金 760百万円）

■大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
株式会社クレディセゾン	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	30,000株	100.0%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

①基本方針

主として、投資信託証券を中心に投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

②投資態度

■一貫した「長期投資」という投資哲学に基づいて運用されている投資信託証券への投資を通じて、長期的な資産の成長を図ります。

■投資信託証券への投資にあたっては、国内外の投資信託証券の中から、資産規模、運用実績、コストなどの面ならびに投資信託証券の運用方針、投資態度をリサーチの上、投資を行います。今後も本格的な長期投資の投資信託証券を世界から探し、投資基準に基づいて選択した投資信託証券は、随時追加組入れを行います。日本の一般投資家には情報が入手しにくい海外の投資信託証券や機関投資家向け投資信託証券も投資対象となります。また投資対象とした投資信託証券を投資対象から除外する場合があります。

■市場動向を勘案しながら複数の投資信託証券に分散投資してアセットアロケーションを形成していきます。各投資信託証券への投資比率や投資タイミングは、市場動向等を勘案して決定していきます。また投資環境によっては、現金ポジションを高めに維持することもあります。

投資対象の候補とする投資信託証券は次のファンドとします。

委託会社	投資対象ファンド名
バンガード・グループ	バンガード 米国オポチュニティファンド
T. ロウ・プライス	T. ロウ・プライス・ファンズ SICAV - グローバル・アグリゲート・ボンド・ファンド
	T. ロウ・プライス・ファンズ SICAV - USラージキャップ・グロース・エクイティ・ファンド
	T. ロウ・プライス・ファンズ SICAV - USラージキャップ・バリュエーション・エクイティ・ファンド
日本コムジェスト	ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンド S A(適格機関投資家限定)
	ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンド S A(適格機関投資家限定)
東京海上アセットマネジメント投信	TMA長期投資ファンド〈適格機関投資家限定〉
スパークス・アセット・マネジメント	スパークス・集中投資・日本株ファンドS<適格機関投資家限定>
	スパークス・長期厳選・日本株ファンド<適格機関投資家限定>
コモنز投信	コモنز30ファンド（適格機関投資家用）

※資金動向、市場動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

※組入外貨資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。

※当ファンドは運用の成果について目標とするベンチマークは設定しません。

＜参考情報：投資対象ファンドの概要＞

- ・本書作成日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。今後、各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

１．バンガード 米国オポチュニティファンド

ファンド形態	アイルランド籍 / オープン・エンド会社型外国投資法人
分類	インスティテューショナルシェア・クラス（米ドル建て）
ファンドの目的	平均を上回る潜在的な収益成長力がありながら、その企業価値がまだ市場価格に反映されていない銘柄へ投資することで、ファンド資産の長期的成長を目指すファンドです。
運用方針／投資対象	ファンドは主に米国の株式に投資し、アクティブ運用を行います。企業のファンダメンタルズ・バリュー（本来価値）を調査・分析し、業界における地位・売上高・収益性・長期的な業績予想・経営陣の能力に鑑みて現在の市場価格を上回る魅力があると判断される銘柄を選出します。
信託期間	無期限
委託会社	ザ・バンガード・グループ・インク
運用委託先	プライムキャップ・マネジメントカンパニー
保管銀行	J.P.モルガン銀行（アイルランド）
管理事務代行会社	J.P.モルガン・アドミニストレーション・サービス（アイルランド）リミテッド
設定日	2002年4月8日
決算日	毎年12月31日

（平成23年12月末日現在）

バンガードが設定・運用を行う当該投資対象ファンドは、外国証券投資法人[※]の発行する投資証券です。

※「外国証券投資法人」とは、外国の法令に準拠して設立された法人たる社團又は権利能力のない社團で、投資証券又は投資法人債券に類する証券を発行する法人です。

２．T. ロウ・プライス・ファンズ SICAV - USラージキャップ・グロース・エクイティ・ファンド

ファンド形態	通貨：米国ドル / ルクセンブルグ籍 / 会社型投資信託
分類	インスティテューショナル・クラス
ファンドの目的 （基本方針）	本ファンドは、平均を上回る収益成長率が期待でき維持できる可能性がある企業へ重点を置いて投資し、長期的な元本成長をもたらすことを追求します。
主な投資対象・制限	大型米国会社の譲渡可能株式および株式関連証券から成る広く分散されたポートフォリオに主に投資します。
信託期間	無期限
委託会社	T. ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド
保管銀行／受託会社	J.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ
管理事務代行会社	J.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ
設定日	2003年7月31日
決算日	毎年12月31日

（平成23年12月末日現在）

３．Ｔ．ロウ・プライス・ファンズ SICAV - USラージキャップ・バリュース・エクイティ・ファンド

ファンド形態	通貨：米国ドル / ルクセンブルグ籍 / 会社型投資信託
分類	インスティテューショナル・クラス
ファンドの目的 (基本方針)	本ファンドは、過去の株価水準や業界平均に比べ相対的に割安な水準で株価が推移している企業へ重点を置いて投資し、長期的な元本成長をもたらすことを追求します。
主な投資対象・制限	大型米国会社の譲渡可能株式および株式関連証券から成る広く分散されたポートフォリオに主に投資します。
信託期間	無期限
委託会社	T. ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド
保管銀行／受託会社	J.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ
管理事務代行会社	J.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ
設定日	2001年6月28日
決算日	毎年12月31日

(平成23年12月末日現在)

４．ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンド S A (適格機関投資家限定)

ファンド形態	通貨：日本円 / ファンド籍：日本（適格機関投資家限定）
投資信託協会分類	追加型投信 / 海外 / 株式
ファンドの目的	当ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行うものです。
主な投資対象・制限	「ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。 株式への実質投資割合には制限を設けません。外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
投資態度	①当ファンドはファミリーファンド方式により「ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通して、主としてヨーロッパ諸国の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。 ②マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によってはマザーファンドの組入比率の調整を行います。 ③実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ④信託財産が運用対象とする有価証券または信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資するための有価証券先物取引等は行いません。 ⑤有価証券の貸付は行ないません。 ⑥当ファンドの運用を行なう日本コムジェストは、マザーファンドの運用の指図に関する権限をコムジェスト・エス・エー社に委託します。
収益分配方針	毎決算時に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
信託期間	無期限
委託会社	日本コムジェスト株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
設定日	平成20年2月22日
決算日	毎年12月25日（年1回、休業日の場合は翌営業日）

(平成23年12月末日現在)

5. ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドS A (適格機関投資家限定)

ファンド形態	通貨：日本円 / ファンド籍：日本（適格機関投資家限定）
投資信託協会分類	追加型投信 / 海外 / 株式
ファンドの目的	当ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行うものです。
主な投資対象・制限	「ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。株式への実質投資割合には制限を設けません。外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
投資態度	① 当ファンドはファミリーファンド方式により「ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通して、主として新興諸国の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。 ② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によってはマザーファンドの組入比率の調整を行います。 ③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ④ 信託財産が運用対象とする有価証券または信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資するための有価証券先物取引等を行いません。 ⑤ 有価証券の貸付は行ないません。 ⑥ 当ファンドの運用を行なう日本コムジェストは、マザーファンドの運用の指図に関する権限をコムジェスト・エス・エー社に委託しています。
収益分配方針	毎決算時に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
信託期間	無期限
委託会社	日本コムジェスト株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
設定日	平成20年3月7日
決算日	毎年12月25日（年1回、休業日の場合は翌営業日）

（平成23年12月末日現在）

6. TMA長期投資ファンド〈適格機関投資家限定〉

ファンド形態	通貨：日本円 / ファンド籍：日本（適格機関投資家限定）
投資信託協会分類	株式投資信託 追加型投信 / 内外 / 資産複合
ファンドの目的	当ファンドは、主として「東京海上長期投資マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。
主な投資対象・制限	主としてマザーファンド受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。なお、このほか株式等に直接投資することがあります。 株式への実質投資割合には、制限を設けません。外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
投資態度	①国内外の株式および国内外の債券を主要投資対象として運用するマザーファンド受益証券に投資します。 ②当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。 ③実質組入外貨建資産に対しては、原則として為替ヘッジを行いません。 ④資金動向、市況動向等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。 ＜ご参考＞「東京海上長期投資マザーファンド」投資方針 国内外の株式および国内外の債券を主要投資対象とします。 ①生活者の視点から長期的に必要とされるビジネスを展開する国内外の企業を選別し、長期保有することを原則とします。 ②絶対収益を意識した組入れ比率調整を行うため、相対的に内外株式よりも短期金融資産や内外債券が割安であると判断した場合には、内外株式の比率が50%を下回ることもあります。 ③組入外貨建資産に対しては、原則として為替ヘッジを行いません。 ④資金動向、市況動向等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。
収益分配方針	運用による収益は、期中に分配を行わず、信託終了時まで信託財産内に留保し、運用の基本方針に基づいて運用します。
信託期間	無期限
委託会社	東京海上アセットマネジメント投信株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社 ※中央三井アセット信託銀行株式会社は関係当局の認可等を前提に、平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社および住友信託銀行株式会社と合併し、新商号を三井住友信託銀行株式会社とする予定です。
設定日	平成19年12月27日
決算日	原則、毎年5月15日（年1回、休業日の場合は翌営業日）

（平成23年12月末日現在）

7. スパークス・集中投資・日本株ファンドS<適格機関投資家限定>

ファンド形態	通貨：日本円 / ファンド籍：日本（適格機関投資家限定）
投資信託協会分類	追加型投信／国内／株式
ファンドの目的 （基本方針）	当ファンドは、スパークス集中投資戦略マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目標に積極的な運用を行います。
主な投資対象・制限	主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式に実質的に投資を行います。また、わが国の金融商品取引所上場株式に直接投資することもあります。株式への実質投資割合、並びに、同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。外貨建資産への投資は行いません。
投資態度	この投資信託は、マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式への投資を行います。 株式への投資に当たっては、ベンチマークや業種にとらわれず、魅力的と判断した主に中小型銘柄に集中的に投資を行います。 ファンドの資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。
収益分配方針	原則として分配は行いません。
信託期間	無期限
委託会社	スパークス・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行 ※中央三井アセット信託銀行株式会社は関係当局の認可等を前提に、平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社および住友信託銀行株式会社と合併し、新商号を三井住友信託銀行株式会社とする予定です。
設定日	平成22年3月10日
決算日	毎年 12月20日（年1回、休業日の場合は翌営業日）

（平成23年12月末日現在）

8. スパークス・長期厳選・日本株ファンド<適格機関投資家限定>

ファンド形態	通貨：日本円 / ファンド籍：日本（適格機関投資家限定）
投資信託協会分類	追加型投信／国内／株式
ファンドの目的 （基本方針）	当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目標に積極的な運用を行います。
主な投資対象・制限	わが国の株式を主要投資対象とします。株式への投資割合、並びに、同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。外貨建資産への投資は行いません。
投資態度	①わが国の金融商品取引所に上場している株式の中から、ベンチマークは設けず20銘柄程度に厳選投資を行い、原則として短期的な売買は行わず長期保有することを基本とします。②株式の組入比率は信託財産総額の50%超を基本とし、原則として高位を維持します。また、株式以外の資産への投資は、原則として、信託財産総額の50%以下とします。③市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
収益分配方針	原則として分配は行いません。
信託期間	無期限
委託会社	スパークス・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行 ※中央三井アセット信託銀行株式会社は関係当局の認可等を前提に、平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社および住友信託銀行株式会社と合併し、新商号を三井住友信託銀行株式会社とする予定です。
設定日	平成23年9月9日
決算日	毎年 9月8日（年1回、休業日の場合は翌営業日）

（平成23年12月末日現在）

９．コモンズ30ファンド（適格機関投資家用）

ファンド形態	通貨：日本円／ファンド籍：日本（適格機関投資家限定）
投資信託協会分類	追加型投信 / 内外 / 株式
ファンドの目的	当ファンドは、主として「コモンズ30マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資を行い、信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。
主な投資対象・制限	主としてマザーファンドの受益証券に投資します。株式への実質投資割合には、制限をもうけません。外貨建資産の実質投資割合には、制限を設けません。
投資態度	①主としてマザーファンドの受益証券に投資することで、国内外の金融商品取引所に上場されている株式に実質的に投資を行ない、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。 ②マザーファンドの受益証券の組入比率は原則として高位を保ちますが、資金動向、市場動向によっては、国内外の株式等に直接投資する場合があります。 ③運用の基本となるベンチマークは設定しません。 ④株式への実質投資割合は、通常の状態では投資信託財産の30%以上で機動的に変更できるものとします。 ⑤大量の解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備にはいったとき等、ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。
収益分配方針	年1回の毎決算時に、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。 当ファンドは分配金再投資専用です。よって、分配金は税金が差引かれた後、自動的に再投資されます。なお、収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。
信託期間	無期限 (約款所定の信託終了事由が生じた場合には、繰上償還されることがあります。)
委託会社	コモンズ投信株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行
設定日	平成21年10月26日（月）
決算日	原則として毎年1月18日（休業日の時は、翌営業日を決算日とします。）

（平成23年12月末日現在）

10. T. ロウ・プライス・ファンズSICAV - グローバル・アグリゲート・ボンド・ファンド

ファンド形態	通貨：米国ドル / ルクセンブルグ籍 / 会社型投資信託
分類	インスティテューショナル・クラス
ファンドの目的 (基本方針)	本ファンドは、投資に関する情報の不均一やガイドライン、流動性による制約を背景として生じた非効率性に 着目することに徹底し、トータル・リターンを最大限に追求します。
主な投資対象・制限	国債、政府機関債、地方債、国際機関債、社債、モーゲージ、アセット・バック債など譲渡可能債券から成る広く 分散されたグローバルなポートフォリオに主に投資します。 ユニバース、投資適格債への投資には制限を設けません。社債（発行者につき）はベンチマーク比上限 0.50%、非投資適格債券（ハイ・イールド、エマージング市場）への投資には上限20%の制限を設けています。
信託期間	無期限
委託会社	T. ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド
保管銀行／受託会社	J.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ
管理事務代行会社	J.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ
設定日	2001年7月9日
決算日	毎年12月31日

(平成23年12月末日現在)

<参考情報：委託会社概要>

ザ・バンガード・グループ・インク

本社所在地	ペンシルバニア州バレーフォージ
創業	1975年
海外拠点	オーストラリア（メルボルン）、イギリス（ロンドン）、シンガポール、日本（東京）他、計10拠点
最大ファンド	トータル・ストック・マーケット・インデックス・ファンド 1,673億米ドル（約13兆円）（2011年12月末時点）
運用総資産	1兆8,000億米ドル（約140兆円）（2011年12月末時点）
ファンド数	170本以上の米国籍ファンド（変額年金を含む）に加え、海外市場でも多数のファンドを販売
会長兼CEO	F.ウィリアム・マクナブIII
従業員数（米国）	約13,000人

(平成23年12月末日現在)

委託会社の特徴

- 1) バンガードは世界最大級の運用会社であり、運用資産残高は、2011年12月末時点で約1兆8,000億ドル（日本円換算で約140兆円）です。（換算レート：1ドル＝77.74円（2011年12月末））
- 2) バンガードは米国の投資信託業界におけるローコストリーダーです。
バンガード・ファンドの平均エクスペンスレシオ（平均純資産に対する運用その他の経費比率）は、2010年中の業界平均1.15%^{※1}に対し、0.21%となっています。^{※1}バンガード調べ
- 3) バンガードは、インデックス・ファンド全米シェアNO.1^{※2}です。
バンガードは、1976年に、個人投資家向けのインデックス・ファンドを、世界で初めて設定しました。現在、バンガードは、米国ミューチュアル・ファンド業界において、インデックス運用商品の4割以上のシェアを獲得しています。^{※2}（出所）Strategic Insight, 2011年9月末現在）

＜バンガードのアクティブ運用ファンドとプライムキャップ社について＞

バンガードは株式のアクティブ運用ファンドについては、その多くの運用を外部に委託する形態をとっており、米国オポチュニティファンドを運用するプライムキャップ社とバンガード・グループは20年以上にわたる協業の歴史があります。

プライムキャップ社は、1983年9月にカリフォルニア州で設立された、株式ポートフォリオの運用を専門とする独立系の運用会社です。ファンダメンタル分析を徹底して行い、長期的な視点で投資を行っています。

「Vanguard」（日本語での「バンガード」を含む）商標は、The Vanguard Group, Inc. が有しています。The Vanguard Group, Inc. 及びVanguard Investments Japan Ltdは当ファンド・オブ・ファンズの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

T. ロウ・プライス・グループ・インク

本社所在地：	米国メリーランド州ボルチモア
創業：	1937年
海外拠点：	英国、日本、香港、シンガポール、アルゼンチン、オーストラリア、 スイス、ルクセンブルグ、オランダ、デンマーク、カナダ、ドバイ
運用総資産：	4,895 億米ドル(平成23年12月末現在)
社長 兼CEO	ジェームズ A.C. ケネディ
従業員数	約5,300名

平成23年12月末現在

T. ロウ・プライスの特徴

- ・ 独立系の大手資産運用会社
- ・ 米国主要株式指数S&P500に採用の数少ない上場運用会社
- ・ 徹底したインハウス・リサーチによるファンダメンタル調査の重視
- ・ 豊富な商品ラインアップとグローバルな運用力

T. ロウ・プライスの投資哲学

すべての運用戦略は以下の基本原則に沿って実践されています。

- ・ ファンダメンタル・リサーチの重視
経験豊富な独自のアナリストによる徹底したボトムアップ・リサーチを運用の原点と考えています。
- ・ グローバル見通しの重視
グローバル・ビジネス環境の観点から企業を把握することを重視し、運用プロフェッショナルは常に全体像を捉えて運用を行います。
- ・ リスク管理の徹底
長年にわたるリスク調整後のパフォーマンス・レコードが運用の質の高さの証明であると考えています。
- ・ スタイルの一貫性
T. ロウ・プライス・グループでは顧客の投資目的に合わせて、多岐にわたる運用手法を提供していきます。全ての投資戦略について、顧客ガイドラインを遵守し、委託内容に忠実に、慎重かつ保守的な運用を行っています。

日本コムジェスト株式会社

本社所在地：	東京都千代田区隼町2-13
代表取締役社長：	山本 和史
沿革：	平成19年 3月：会社設立 平成19年12月：投資運用業および第二種金融商品取引業の登録 平成21年 5月：投資助言・代理業の登録

平成23年12月末日現在

委託会社の特徴

一貫した長期投資の哲学を実践し、実績を上げているコムジェスト・グループの日本法人。当グループの得意とする分野の運用に特化して、アジア・エマージング株式およびヨーロッパ株式の運用に注力します。長期的な資産づくりを目的としたファンド・オブ・ファンズ向けに長期投資のスタンスで運用するファンドを提供していきます。

<コムジェスト・エス・エー社について>

フランスのパリに本拠地を置く独立系運用ブティック。長期・集中投資というコンセプトのもと優良銘柄への長期投資により実績を上げています。集中投資ではあるものの保守的な銘柄選択により、運用成績のブレを抑えながら長期的な運用成果を求めます。

東京海上アセットマネジメント投信株式会社

本社所在地：	東京都千代田区丸の内1-3-1 東京銀行協会ビル
沿革：	昭和60年12月：東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立 昭和62年 2月：投資顧問業者として登録 6月：投資一任業務認可取得 平成 3年 4月：国内および海外年金の運用受託を開始 平成10年 5月：東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得 平成19年 9月：金融商品取引業者として登録 登録番号：関東財務局長（金商）第361号

平成23年12月末日現在

委託会社の特徴

昭和60年12月に設立された投信・投資顧問会社です。個人のお客様向けの公募投信と企業年金など機関投資家や事業法人のお客様向けの投資顧問業務の運用などを行っています。

「独自の徹底的な調査と分析を投資の原点に置く」との一貫した運用哲学を全社員が共有し、多様なニーズにお応えできる幅広いラインアップ、きめ細かなお客様サービス、コンプライアンスの遵守などにより受託者責任の完遂を目指しています。

グローバルな運用体制のもと、伝統的な株式や債券はもとよりプライベートエクイティをはじめとしたオルタナティブ分野にも注力するとともに、様々なニーズに対し最適なソリューションを提供しています。

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

本社所在地：	東京都品川区大崎1-11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー16F
代表取締役社長：	阿部 修平
沿革：	平成18年 4月： 持株会社への移行に伴い、スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社の子会社として、スパークス分割準備株式会社を設立 平成18年10月： 商号をスパークス・アセット・マネジメント株式会社に変更 投資顧問業及び投資一任契約に係る業務並びに投資信託委託業を スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社（現スパークス・グループ株式会社） より会社分割により承継 平成19年 9月： 金融商品取引業者として登録 登録番号：関東財務局長（金商）第346号 平成22年 7月： スパークス証券株式会社と合併

平成23年12月末日現在

委託会社の特徴

「世界で最も信頼、尊敬されるインベストメント・カンパニー」を目指すという企業理念の下、1989年のスパークスの創業以来「マクロはミクロの集積である」という投資哲学を貫いてきたことが、当社の真髄に他なりません。一社一社への徹底的なボトムアップ・リサーチを忠実に実践することが、長期的かつ安定的にリターンを生む結果へつながると確信しています。親会社であるスパークス・グループ株式会社は、2001年に日本の資産運用会社としては初めての上場会社となり、2005年及び2006年にはアジアの資産運用会社を傘下に収め、アジアのオルタナティブ資産運用グループとして運用資産は世界最大規模を誇っています。

コモンズ投信株式会社

本社所在地：	東京都千代田区平河町2-4-5 平河町Kビル
代表取締役：	伊井 哲朗
沿革：	平成19年11月 株式会社コモンズ設立 平成20年 8月 コモンズ投信株式会社に商号変更 平成20年10月 投資運用業および第二種金融商品取引業の登録 登録番号：関東財務局長（金商） 第2061号

平成23年12月末日現在

委託会社の特徴

私たちは、お客さま（受益者）が企業の価値創造に参加するために、30 年目線の長期投資を実施します。足元の企業業績に基づく市場の短期売買偏重は、企業が価値を創造する時間軸に合致していない場合があります。企業には物的資産、人材、金融資産のように重要な「見える資産」だけでなく、経営理念や企業文化（DNA）のように重要な「見えない資産」も存在します。私たちは、長期投資を通じて、本来の直接金融の意義である資金提供による企業への本質的な価値創造にコミットしていきたいと考えています。

加えて、私たちは、原則として30 銘柄を厳選するアクティブ運用を実施します。投資リターンを上げるためには優良な企業を厳選して集中投資することが効果的ですが、同時にリスク分散も投資の重要な運用規範であります。ポートフォリオ論でリスク分散効果のほとんどは20～30 銘柄程度で満たされるという分析も参考にしながら、健全な運用に務めます。

※上記各項目は、委託会社が知りうる情報等をもとに記載したものであり、今後、投資対象ファンドの各委託会社の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、今後、上記の投資信託証券が投資対象ファンドから除外される場合、あるいは、上記の投資信託証券以外が新たに投資対象ファンドとして追加される場合があります。

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- １．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいい、以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．金銭債権
 - ハ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- ２．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

②委託会社は、信託金を主として投資信託証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．コマーシャル・ペーパー
- ２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の性質を有するもの
- ３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
 なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引など短期資金運用に類する取引の指図に限り行うことができるものとします。

③この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

④当ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する投資対象ファンド（平成23年12月末日現在）

ファンドの名称	委託会社の名称
バンガード 米国オポチュニティファンド	ザ・バンガード・グループ・インク
ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンド S A (適格機関投資家限定)	日本コムジェスト株式会社
ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ ファンド S A (適格機関投資家限定)	

なお、上記ファンドの運用の基本方針・主要な投資対象については、「２（投資方針）」をご参照ください。

（３）【運用体制】**【投資戦略会議】**

討議事項：基本戦略とアセットアロケーションの決定

- ・運用のベースとなる基本戦略（運用目的、運用方針）の決定
- ・ファンド組入資産の資産配分、市場・通貨配分、業種配分などの決定
- ・組入対象銘柄の決定

■月次で開催

■社長を議長とし、運用部長・管理部長・コンプライアンス部長で構成され、必要に応じて運用担当者が出席

**【運用会議】**

討議事項：投資戦略会議の決定に基づく具体的な投資方針の策定

- ・投資戦略会議で決定した基本戦略・資産配分等に基づき運用計画を策定

■週次で開催

■運用部によって構成

**【運用部】**

- ・運用計画に従い、運用を実行

**【運用評価会議】**

討議事項

- ・信託約款規定事項との整合性、組入制限等のチェック
- ・運用パフォーマンスとポートフォリオ全体のリスクコントロールチェック
- ・投資戦略会議決定事項の執行状況のチェック
- ・執行状況（個別売買）の適正性についてのチェック

■月次で開催

■社長を議長とし、運用部長・管理部長・コンプライアンス部長で構成され、必要に応じて運用担当者が出席

コンプライアンス部・管理部

- ・運用方針についての法令遵守
- ・信託約款規定事項との整合性チェック
- ・執行状況の適正性についてのチェック

※上記運用体制は、平成23年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※当社では、信託財産の適正な運用及び受益者との利益相反となる取引の防止を目的として、社内諸規則を設けております。

（４）【分配方針】

毎決算時（毎年12月10日の年1回。休業日にあたる場合には、その翌営業日とします。以下同じ。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ③収益分配に充てず、信託財産内に留保した利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行います。
- ④当ファンドは、分配金再投資専用とします。収益分配金は所得税及び地方税を控除した金額を当ファンドの受益権の取得申込金として、各受益者（販売会社を含みます。）毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じたものとします。

◆収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われ、税引き後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

①外貨建資産

外貨建資産への投資には制限を設けません。

②投資信託証券

投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

③有価証券への直接投資

投資信託証券ならびに短期金融資産以外の有価証券への直接投資は行いません。

④デリバティブ取引

デリバティブの直接利用は行いません。

⑤外国為替予約取引

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

⑥公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. a. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑦資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払い資金の手当て（一部解約に伴う支払い資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

⑧特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑨同一銘柄の投資信託証券への投資制限

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。ただしこの規定に係らず、約款又は規約などにおいてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されること（投資信託委託会社又は販売会社による自己設定が行われる場合も含みます。）が定められている投資信託証券については、この制限を設けません。

3【投資リスク】

（1）投資リスク

当ファンドへの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。このため、取得申込者は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

なお、以下に記載するリスクは当ファンドに係るすべてのリスクを完全に網羅しておりませんので、ご注意ください。

価格変動リスク

当ファンドは、株式や公社債を実質的な主要投資対象としており、株式や公社債の投資に係る価格変動リスクを伴います。一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受けます。

為替変動リスク

当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資し、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。

カントリーリスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、海外の金融・証券市場に投資を行うため、当該国・地域の政治・経済及び社会情勢等の変化により市場に大きな混乱が生じた場合、その影響を受け損失を被るリスクがあります。

信用リスク

当ファンドは、主要投資対象とする有価証券等またはその取引に係る信用リスクを伴います。

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式や公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、この場合には基準価額の下落要因となります。

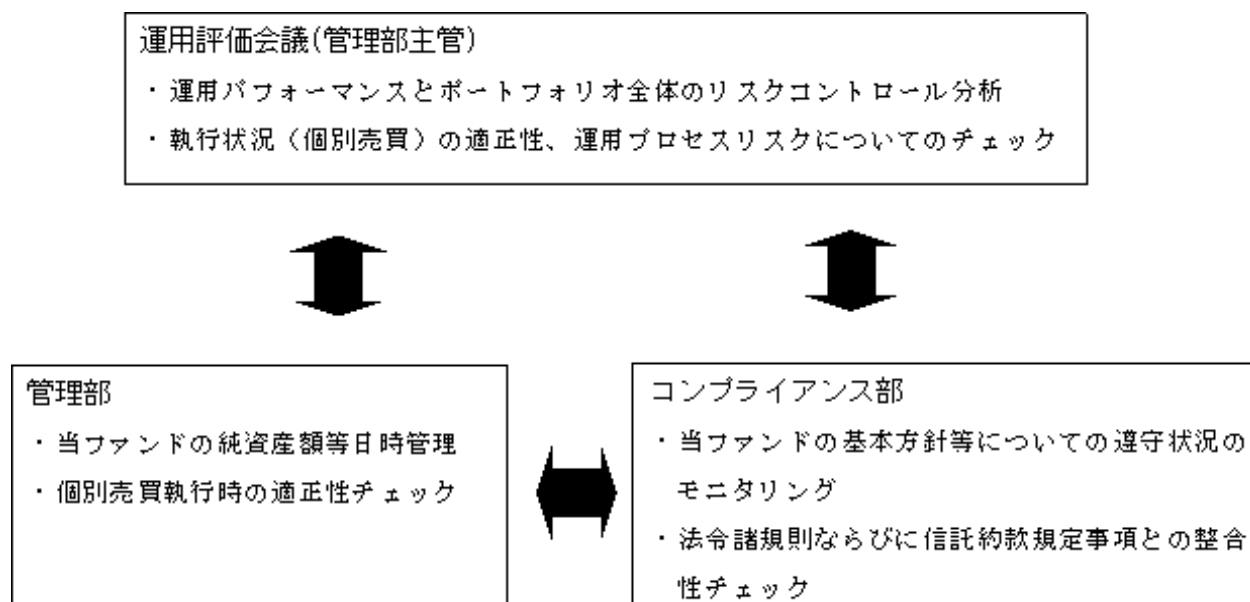
その他留意事項

1. 投資信託は、預貯金とは異なり元本や一定の投資成果が保証されているものではありません。投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があります、これによる損失は購入者が負担することとなります。
2. 投資信託は、預金商品や保険商品ではなく、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
3. 当ファンドは、受益権の口数が10億口を下回った場合等には、信託期間中であっても償還される場合があります。
4. 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託会社の判断で受益権の取得申込の受付および解約請求申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込および解約請求の申込の受付を取り消す場合があります。

5. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

（2）投資リスクに対する管理体制

「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、①運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、②運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構築しております。



※リスク管理体制は、平成23年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料はありません。

また、再投資される収益分配金についても、申込手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。なお、解約請求受付日の翌々営業日の基準価額に対して0.1%の信託財産留保額が控除されます。

（３）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年0.5670%^{※1}（税抜 年0.54%）

委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。（委託会社が販売会社の場合には、委託会社が収受します。）

	委託会社	販売会社	受託会社
純資産総額 800億円まで の部分	年 0.3150% ^{※1} (税抜年0.300%)	年0.2100 % ^{※1} (税抜年0.200%)	年0.0420 % ^{※1} (税抜年0.040%)
純資産総額 800億円を 超える部分	年 0.3213% ^{※1} (税抜年0.306%)	年0.2142 % ^{※1} (税抜年0.204%)	年0.0315 % ^{※1} (税抜年0.030%)

信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日（当該日が、休業日の場合には翌営業日とします。以下同じ。）、および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

※1 消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

投資信託の保有期間中には、信託報酬が投資信託財産から差し引かれます。また、当ファンドは他のファンドに投資するファンド・オブ・ファンズ形式のファンドですので、投資対象ファンドの信託報酬及び運用管理費等がかかります。当該信託報酬等も間接的に受益者の方にご負担いただく費用となります。なお当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬及び運用管理費を加えた実質的な信託報酬は、年1.3%±0.2%（概算）となります（この値はファンドの規模や組入ファンドの入替により変動します。）。

〈参考情報〉投資対象ファンドにかかる諸費用

①バンガード 米国オポチュニティファンド

ファンド財産維持手数料（上限）※1		運用管理費 （年率）※2
購入時	解約時	
なし	なし	0.85%

※1 ファンド財産維持手数料とは、当ファンドの信託財産から買付もしくは換金（解約）した際に、ファンド自身に直接支払われるいわば留保金で、買付もしくは換金（解約）に関わる証券取引コストによってファンドの信託財産が目減りすることを防ぐものです。新たに投資対象ファンドを買付した人、または途中換金（解約）した人と、その投資対象ファンドを継続的に保有している人（既存投資家）との公平性を確保するための費用であり、販売手数料や解約手数料とは異なるものです。

※2 運用管理費とは、投資対象ファンドごとの平均純資産総額に対する運用および管理等にかかる費用で、投資対象ファンドの中から支払われます。

②T. ロウ・プライス・ファンズ SICAV - USラージキャップ・グロース・エクイティ・ファンド

販売手数料	信託財産留保金	信託報酬（年率）
なし	なし	0.65%

③T. ロウ・プライス・ファンズ SICAV - USラージキャップ・バリュー・エクイティ・ファンド

販売手数料	信託財産留保金	信託報酬（年率）
なし	なし	0.65%

④ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドS A (適格機関投資家限定)

販売手数料	信託財産留保金	信託報酬（年率）
なし	なし	1.05%（税抜1.00%）

⑤ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドS A (適格機関投資家限定)

販売手数料	信託財産留保金	信託報酬（年率）
なし	なし	1.05%（税抜1.00%）

⑥TMA長期投資ファンド〈適格機関投資家限定〉

販売手数料	信託財産留保金	信託報酬（年率）
なし	0.3%	0.49875%（税抜0.475%）

⑦スパークス・集中投資・日本株ファンドS<適格機関投資家限定>

販売手数料	信託財産留保金	信託報酬（年率）
なし	なし	10億円以下 0.7875%（税抜0.75%）
		20億円以下 0.735%（税抜0.70%）
		20億円以上 0.6825%（税抜0.65%）

⑧スパークス・長期厳選・日本株ファンド<適格機関投資家限定>

販売手数料	信託財産留保金	信託報酬（年率）
なし	なし	0.84%（税抜0.80%）

⑨ コモンズ 30 ファンド 〈適格機関投資家用〉

販売手数料	信託財産留保金	信託報酬（年率）
なし	なし	0.63%（税抜0.60%）

その他の費用：

信託事務の処理に要する諸費用等は、投資信託財産中から支弁します。また、この信託の監査にかかる費用として、純資産総額の年0.0525%（税抜き0.05%）または336,000円（税抜き320,000円）を上限として負担いただきます。

⑩ T. ロウ・プライス・ファンズSICAV - グローバル・アグリゲート・ボンド・ファンド

販売手数料	信託財産留保金	信託報酬（年率）
なし	なし	0.55%

（４）【その他の手数料等】

- ① 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮し、かかる費用の一部を委託会社の負担とすることができます。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息、借入金の利息および借入れに係る品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 上記の信託事務の処理に要する諸費用には、以下のものが含まれます。
 - ・ 有価証券の売買の際に発生する証券取引に伴う手数料
 - ・ 有価証券の保管に要する費用

上記（１）～（４）の手数料等に関しては、販売会社にてご確認いただけます。また、下記においてもご照会いただけます。

セゾン投信株式会社

お客様窓口 03-3988-8668（受付時間 毎営業日の9：00～17:00）

ホームページアドレス <http://www.saison-am.co.jp/>

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

<個人受益者に対する課税>

1) 収益分配金に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20%(所得税15%及び地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除は適用されません。）を選択することもできます。
- ・ 平成25年12月31日までは、特例措置として10%(所得税7%及び地方税3%)の税率により源泉徴収が行われます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までは所得税に、2.1%の税率が復興特別所得税として付加されます。これにより平成25年1月1日以降は10.147%（所得税7.147%及び地方税3%）、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）の税率となる予定です。

2) 解約金および償還金に対する課税

- ・解約時及び償還時の差益(解約の価額及び償還価額から取得費用(申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。)を控除した利益)は譲渡所得とみなされ、申告分離課税により、20%（所得税15%及び地方税5%）の税率が適用されます。なお、原則として確定申告が必要ですが、源泉徴収選択口座をお取扱いしている販売会社であれば、源泉徴収選択口座の利用も可能です。
- ・平成25年12月31日までは、特例措置として10%(所得税7%及び地方税3%)の税率が適用されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までは所得税に、2.1%の税率が復興特別所得税として付加されます。これにより平成25年1月1日以降は10.147%（所得税7.147%及び地方税3%）、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）の税率となる予定です。

※解約時および償還時の損失については、収益分配金・上場株式等の譲渡益等との損益通算の仕組みがあります。

<法人受益者に対する課税>

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、軽減税率が適用され7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。
なお、上記7%の税率は平成26年1月1日からは、15%（所得税15%）となります。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までは所得税に2.1%の税率が復興特別所得税として付加されます。これにより平成25年1月1日以降は所得税7.147%、平成26年1月1日以降は所得税15.315%の税率となる予定です。地方税の源泉徴収はありません。
- ・益金不算入制度は適用されません。

<収益分配金の課税について>

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※個別元本について

- ①追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。
- ④受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、その個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、上記の<収益分配金の課税について>をご参照ください。）

※税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※税法が改正された場合等には上記内容が変更になる場合がございます。

５【運用状況】

以下は平成23年12月末日現在の運用状況です。

また、投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産等の評価金額の比率をいい、小数第3位以下を四捨五入しています。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	2,539,693,011	55.83
投資証券	アイルランド	1,146,795,536	25.21
	ルクセンブルグ	707,825,042	15.56
現金・預金・その他資産（負債控除後）		154,403,770	3.39
合計（純資産総額）		4,548,717,359	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／地域	種類	銘柄名	通貨	数量	上段 簿価（各通貨建て） 下段 評価（各通貨建て）		邦貨換算 評価額 （円）	投資 比率 （％）
						単価	金額		
1	日本	投資信託 受益証券	ニッポンコムジェスト・ ヨーロッパ・ファンドSA （適格機関投資家限定）	円建て	1,676,496,723.00	0.7239 0.7089	1,213,610,019.00 1,188,468,533.00	1,188,468,533	26.13
2	アイル ランド	投資証券	バンガード米国オポチュニ ティファンド	米ドル 建て	56,045.88	258.3303 263.2072	14,478,349.36 14,751,679.14	1,146,795,536	25.21
3	日本	投資信託 受益証券	ニッポンコムジェスト・ エマージングマーケット・ ファンドSA （適格機関投資家限定）	円建て	682,277,068.00	0.7838 0.7671	534,787,709.00 523,374,738.00	523,374,738	11.51
4	ルクセン ブルグ	投資証券	T. ロウ・プライス・ファン ズSICAV US-ラージキャップ ・バリュア・エクイティ・ ファンド	米ドル 建て	350,475.50	13.0900 13.3300	4,587,724.29 4,671,838.41	363,188,718	7.98
5	ルクセン ブルグ	投資証券	T. ロウ・プライス・ファン ズSICAV US-ラージキャップ ・グロス・エクイティ・ ファンド	米ドル 建て	291,657.35	15.3200 15.2000	4,468,190.60 4,433,191.72	344,636,324	7.58
6	日本	投資信託 受益証券	コモンズ30ファンド （適格機関投資家用）	円建て	306,989,254.00	0.8725 0.8596	267,848,124.00 263,887,962.00	263,887,962	5.80
7	日本	投資信託 受益証券	スパークス・長期厳選・ 日本株ファンド ＜適格機関投資家限定＞	円建て	229,485,707.00	0.9670 0.9572	221,912,284.00 219,663,718.00	219,663,718	4.83
8	日本	投資信託 受益証券	スパークス・集中投資・ 日本株ファンドS ＜適格機関投資家限定＞	円建て	212,421,145.00	1.0226 1.0035	217,218,797.00 213,164,619.00	213,164,619	4.69
9	日本	投資信託 受益証券	TMA長期投資ファンド ＜適格機関投資家限定＞	円建て	172,000,841.00	0.7698 0.7624	132,397,982.00 131,133,441.00	131,133,441	2.88

※ 単価に関しては、小数点第4位未満を四捨五入しています。

※ 邦貨換算評価金額に関しては、円未満を四捨五入しています。よって、合計金額が上記（１）【投資状況】と一致しない場合も
ございます。

種類別投資比率

種類	評価金額（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	2,539,693,011	55.83
投資証券	1,854,620,578	40.77

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

	純資産総額（円）		1口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末				
平成19年12月10日	1,776,220,252	（同左）	0.9491	（同左）
第2計算期間末				
平成20年12月10日	1,655,728,974	（同左）	0.5011	（同左）
第3計算期間末				
平成21年12月10日	3,016,445,919	（同左）	0.6628	（同左）
第4計算期間末				
平成22年12月10日	4,003,143,260	（同左）	0.7112	（同左）
第5計算期間末				
平成23年12月12日	4,479,765,201	（同左）	0.6403	（同左）
平成22年12月末日	4,043,147,550	-	0.7099	
平成23年1月末日	4,255,580,034	-	0.7273	-
2月末日	4,279,060,592	-	0.7224	-
3月末日	4,448,383,352	-	0.7367	-
4月末日	4,614,621,753	-	0.7556	-
5月末日	4,577,302,070	-	0.7413	-
6月末日	4,582,419,599	-	0.7310	-
7月末日	4,510,107,579	-	0.7116	-
8月末日	4,221,967,882	-	0.6432	-
9月末日	4,151,035,132	-	0.6167	-
10月末日	4,625,170,670	-	0.6745	-
11月末日	4,390,882,072	-	0.6286	-
12月末日	4,548,717,359	-	0.6368	-

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金（円）
第1期	—
第2期	—
第3期	—
第4期	—
第5期	—

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期	△5.09
第2期	△47.20
第3期	33.27
第4期	7.30
第5期	△9.97

〔注〕収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（1万口当たり）として計算しています。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期計算期間 （平成19年3月15日～平成19年12月10日）	2,001,156,952	129,720,533
第2期計算期間 （平成19年12月11日～平成20年12月10日）	1,740,941,910	308,425,524
第3期計算期間 （平成20年12月11日～平成21年12月10日）	1,579,377,518	332,091,863
第4期計算期間 （平成21年12月11日～平成22年12月10日）	1,571,630,815	494,214,303
第5期計算期間 （平成22年12月11日～平成23年12月12日）	2,023,962,857	656,087,266

※第1期計算期間の設定数量には当初設定の口数を含みます。

<参考>

以下は、当ファンドが投資対象としている投資信託受益証券ならびに投資証券の運用状況です。

1. バンガード米国オポチュニティファンド

本書作成日時時点で入手できる直近の情報として2011年9月30日現在の内容を記載しております。

(1) 投資状況

(全受益証券クラスを含む)

資産の種類	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
株式	701,134,227.81	94.48
現金・預金・その他資産（負債控除後）	40,995,006.62	5.52
合計（純資産総額）	742,129,234.43	100.00

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄 組入銘柄評価額上位10銘柄

国/ 地域	種別	銘柄名称	業種	株数	評価金額 (米ドル)	投資 比率(%)
アメリカ	株式	SEATTLE GENETICS INC	ヘルスケア	1,876,500	35,766,090.00	4.81
アメリカ	株式	AMGEN INC	ヘルスケア	447,700	24,601,115.00	3.31
アメリカ	株式	CEPHEID INC	ヘルスケア	518,800	20,145,004.00	2.71
アメリカ	株式	IMMUNOGEN INC	ヘルスケア	1,795,719	19,681,080.24	2.65
アメリカ	株式	CHARLES SCHWAB CORP	金融	1,515,300	17,077,431.00	2.30
アメリカ	株式	ROCHE HOLDING AG	ヘルスケア	100,417	16,262,623.25	2.19
アメリカ	株式	MEDTRONIC INC	ヘルスケア	476,800	15,848,832.00	2.13
アメリカ	株式	VISA INC CLASS A	情報技術	180,795	15,497,747.40	2.08
アメリカ	株式	GOOGLE INC CLS A	情報技術	28,755	14,790,996.90	1.99
アメリカ	株式	ELECTRONIC ARTS INC	情報技術	711,700	14,554,265.00	1.96

業種別の構成比率

資産の種類	業種	構成比率(%)
株式	ヘルスケア	36.6
	情報技術	32.2
	資本財・サービス	10.6
	一般消費財・サービス	8.5
	エネルギー	4.1
	金融	3.3
	素材	2.2
	生活必需品	2.0
	公益事業	0.4
	電気通信サービス	0.1

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

2. T. ロウ・プライス・ファンズ SICAV - USラージキャップ・グロース・エクイティ・ファンド

本書作成日時点で入手できる直近の情報として2011年12月末日現在の内容を記載しております。

(1) 投資状況

（全受益証券クラスを含む）

資産の種類	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
株式	998,044,858	99.70
現金・預金・その他資産（負債控除後）	3,036,752	0.30
合計（純資産総額）	1,001,081,610	100.00

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄 組入銘柄評価額上位10銘柄

国/ 地域	種別	銘柄名称	業種	株数	評価金額 （米ドル）	投資 比率(%)
アメリカ	株式	Apple	情報技術	205,000	83,096,750.00	8.30
アメリカ	株式	Google	情報技術	116,100	74,838,060.00	7.48
アメリカ	株式	Amazon.com Inc	一般消費財・サービス	195,200	33,988,204.48	3.40
アメリカ	株式	Danaher	資本財・サービス	678,400	32,074,752.00	3.20
アメリカ	株式	Priceline.com	一般消費財・サービス	63,000	29,766,870.00	2.97
アメリカ	株式	Juniper Networks Inc	情報技術	1,413,100	29,010,943.00	2.90
アメリカ	株式	Qualcomm	情報技術	525,100	28,801,735.00	2.88
アメリカ	株式	MasterCard	情報技術	73,700	27,710,463.00	2.77
アメリカ	株式	Crown Castle International	電気通信サービス	591,200	26,349,784.00	2.63
アメリカ	株式	McKesson	ヘルスケア	318,600	24,978,240.00	2.50

業種別の投資比率

資産の種類	業種	投資比率(%)
株式	情報技術	38.33
	一般消費財・サービス	18.19
	資本財・サービス	14.02
	ヘルスケア	13.79
	エネルギー	8.21
	電気通信サービス	2.63
	素材	2.39
	金融	1.57
	生活必需品	0.65

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

3. T. ロウ・プライス・ファンズ SICAV - USラージキャップ・バリュー・エクイティ・ファンド

本書作成日時点で入手できる直近の情報として2011年12月末日現在の内容を記載しております。

(1) 投資状況

（全受益証券クラスを含む）

資産の種類	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
株式	168,154,078	99.07
現金・預金・その他資産（負債控除後）	1,584,883	0.93
合計（純資産総額）	169,738,961	100.00

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄 組入銘柄評価額上位10銘柄

国／地域	種別	銘柄名称	業種	株数	評価金額（米ドル）	投資比率(%)
アメリカ	株式	Chevron	エネルギー	77,850	8,348,634.00	4.92
アメリカ	株式	Exxon Mobil	エネルギー	85,450	7,278,631.00	4.29
アメリカ	株式	Pfizer	ヘルスケア	230,000	5,007,100.00	2.95
アメリカ	株式	JP Morgan Chase	金融	138,400	4,493,926.00	2.65
アメリカ	株式	Merck & Co	ヘルスケア	115,100	4,354,233.00	2.57
アメリカ	株式	AT&T	電気通信サービス	141,300	4,271,499.00	2.52
アメリカ	株式	Microsoft	情報技術	164,200	4,270,842.00	2.52
アメリカ	株式	Time Warner	一般消費財・サービス	107,700	3,939,666.00	2.32
アメリカ	株式	General Electric Co	資本財・サービス	200,100	3,613,806.00	2.13
アメリカ	株式	Johnson & Johnson	ヘルスケア	54,100	3,554,911.00	2.09

業種別の投資比率

資産の種類	業種	投資比率(%)
株式	金融	18.91
	エネルギー	17.25
	資本財・サービス	13.92
	ヘルスケア	10.97
	一般消費財・サービス	10.52
	情報技術	9.09
	生活必需品	6.37
	公益事業	4.82
	素材	4.21
	電気通信サービス	2.97

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

4. ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドS A〈適格機関投資家限定〉

本書作成日時点で入手できる直近の情報として2011年12月末日現在の内容を記載しております。

(1) 投資状況

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	1,692,508,637	100.0
現金・預金・その他資産（負債控除後）	△60,247	0.00
合計（純資産総額）	1,692,448,390	100.0

<参考>

「ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドS A〈適格機関投資家限定〉」が主要投資対象としているマザーファンド「ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ マザーファンド」の状況は次の通りです。投資比率は、マザーファンドにおける純資産総額に占める割合です。

(1) 投資状況

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	1,669,140,672	98.62
現金・預金・その他資産（負債控除後）	23,335,335	1.38
合計（純資産総額）	1,692,476,007	100.0

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄 組入銘柄評価額上位10銘柄

国/地域	種別	銘柄名称	業種	株数	評価金額（円）	投資比率(%)
フランス	株式	ESSILOR INTL	ヘルスケア	18,000	98,506,465	5.8
スペイン	株式	INDITEX	一般消費財・サービス	14,500	92,188,423	5.4
フランス	株式	SODEXO	一般消費財・サービス	16,000	89,511,048	5.3
ドイツ	株式	SAP AG	情報技術	21,000	86,076,837	5.1
デンマーク	株式	COLOPLAST -B	ヘルスケア	7,700	85,189,528	5.0
フランス	株式	DASSAULT SYSTEMES SA	情報技術	13,000	80,059,415	4.7
ドイツ	株式	LINDE AG	素材	6,800	78,173,116	4.6
フランス	株式	DANONE	生活必需品	16,000	77,989,824	4.6
スウェーデン	株式	HENNES & MAURITZ AB	一般消費財・サービス	30,000	74,075,760	4.4
フランス	株式	LVMH MOET HENNESSY	一般消費財・サービス	6,400	69,771,888	4.1

業種別の投資比率

資産の種類	業種	投資比率(%)
株式	ヘルスケア	23.4
	一般消費財・サービス	22.1
	生活必需品	17.4
	情報技術	14.0
	資本財・サービス	13.2
	素材	5.7
	電気通信サービス	2.8

国・地域別の投資比率

資産の種類	国 / 地域	投資比率(%)
株式	フランス	31.0
	スイス	16.7
	ドイツ	12.5
	イギリス	10.1
	デンマーク	10.0
	スペイン	7.1
	スウェーデン	4.4
	オランダ	3.6
	ポルトガル	1.5
	ベルギー	0.9

(注) 国・地域の別は、コムジェスト・エスエー社の判断に基づいて分類しております。

- ②投資不動産物件 該当事項はありません。
- ③その他投資資産の主要なもの 該当事項はありません。

5. ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドS A(適格機関投資家限定)
本書作成日時点で入手できる直近の情報として2011年12月末日現在の内容を記載しております。

(1) 投資状況

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	2,441,584,701	100.0
現金・預金・その他資産（負債控除後）	△144,941	0.00
合計（純資産総額）	2,441,439,760	100.0

<参考>

「ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドSA(適格機関投資家限定)が主要投資対象としているマザーファンド「ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット マザーファンド」の状況は次の通りです。投資比率は、マザーファンドにおける純資産総額に占める割合です。

(1) 投資状況

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	2,480,912,492	95.08
現金・預金・その他資産（負債控除後）	128,340,631	4.92
合計（純資産総額）	2,609,251,123	100.0

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄 組入銘柄評価額上位10銘柄

国/地域	種別	銘柄名称	業種	株数	評価金額（円）	投資比率（％）
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR-ADR	情報技術	150,000	151,826,220	5.8
ブラジル	株式	JBS SA	生活必需品	450,000	113,461,920	4.3
中国	株式	CHINA LIFE INSURANCE	金融	550,000	105,160,000	4.0
南アフリカ	株式	GOLD FIELDS LTD	素材	85,000	100,534,490	3.9
中国	株式	TENCENT HOLDINGS	情報技術	55,000	85,800,000	3.3
南アフリカ	株式	NASPERS LTD-N SHS	一般消費財・サービス	25,000	83,973,300	3.2
オランダ	株式	HEINEKEN NV	生活必需品	23,000	82,866,706	3.2
南アフリカ	株式	SABMILLER PLC	生活必需品	30,000	81,253,440	3.1
ブラジル	株式	CCR SA	資本財・サービス	160,000	81,082,144	3.1
マレーシア	株式	GENTING BERHAD	一般消費財・サービス	300,000	80,457,360	3.1

業種別の投資比率

資産の種類	業種	投資比率 (%)
株式	生活必需品	23.9
	情報技術	19.6
	資本財・サービス	11.4
	素材	10.5
	電気通信サービス	8.7
	一般消費財・サービス	8.5
	金融	6.6
	エネルギー	4.2
	公益事業	1.5

国・地域別の投資比率

資産の種類	国 / 地域	投資比率 (%)
株式	ブラジル	16.2
	南アフリカ	14.1
	台湾	10.0
	中国	9.5
	ロシア	7.0
	インド	5.4
	韓国	4.8
	メキシコ	4.4
	ウクライナ	4.1
	オランダ	3.2
	マレーシア	3.1
	マリ	3.0
	アメリカ	2.9
	アルゼンチン	2.2
	トルコ	1.9
	オーストラリア	1.8
	チリ	1.6

(注) 国・地域の別は、コムジェスト・エスエー社の判断に基づいて分類しております。

②投資不動産物件 該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの 該当事項はありません。

6. TMA長期投資ファンド〈適格機関投資家限定〉

本書作成日時点で入手できる直近の情報として2011年12月末日現在の内容を記載しております。

(1) 投資状況

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	1,711,206,518	100.06
現金・預金・その他資産（負債控除後）	△1,035,182	△0.06
合計（純資産総額）	1,710,171,336	100.00

<参考>

「TMA長期投資ファンド〈適格機関投資家限定〉」が主要投資対象としているマザーファンド「東京海上長期投資マザーファンド」の状況は次の通りです。投資比率は、マザーファンドにおける純資産総額に占める割合です。

(1) 投資状況

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	1,517,277,076	88.67
現金・預金・その他資産（負債控除後）	193,950,263	11.33
合計（純資産総額）	1,711,227,339	100.00

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄 組入銘柄評価額上位10銘柄

国/地域	種別	銘柄名称	業種	投資比率(%)
日本	株式	キーエンス	電気機器	3.25
アメリカ	株式	UNITED TECHNOLOGIES CORP	資本財・サービス	3.02
日本	株式	三菱商事	卸売業	2.73
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	情報技術	2.72
日本	株式	ミスミグループ本社	卸売業	2.69
日本	株式	シマノ	輸送用機器	2.62
日本	株式	キャノン	電気機器	2.59
日本	株式	テルモ	精密機器	2.54
日本	株式	関西ペイント	化学	2.41
日本	株式	浜松ホトニクス	電気機器	2.36

国別の投資比率

資産の種類	国名	投資比率(%)
株式	日本	62.1
	アメリカ	20.7
	イギリス	1.9
	デンマーク	1.0
	スイス	1.0

（債券）基準日現在、組入はありません。

②投資不動産物件 該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの 該当事項はありません。

7. スパークス・集中投資・日本株ファンドS<適格機関投資家限定>

本書作成日時点で入手できる直近の情報として2011年12月末日現在の内容を記載しております。

(1) 投資状況

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	214,737,243	99.85
現金・預金・その他資産（負債控除後）	328,266	0.15
合計（純資産総額）	215,065,509	100.00

<参考>

「スパークス・集中投資・日本株ファンドS<適格機関投資家限定>」が主要投資対象としているマザーファンド「スパークス集中投資戦略マザーファンド」の状況は次の通りです。投資比率は、マザーファンドにおける純資産総額に占める割合です。

(1) 投資状況

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	1,534,546,620	94.38
現金・預金・その他資産（負債控除後）	91,456,687	5.62
合計（純資産総額）	1,626,003,307	100.00

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄 組入銘柄評価額上位10銘柄

国/地域	種別	銘柄名称	業種	株数	評価金額（円）	投資比率(%)
日本	株式	武蔵野銀行	銀行業	53,000	135,733,000	8.35
日本	株式	アスクル	小売業	94,300	102,975,600	6.33
日本	株式	日本光電工業	電気機器	52,000	98,748,000	6.07
日本	株式	日本パーカライジング	化学	98,000	90,552,000	5.57
日本	株式	セブン銀行	銀行業	555,000	83,805,000	5.15
日本	株式	トーセイ	不動産業	4,132	81,441,720	5.01
日本	株式	デジタルハーツ	情報・通信業	525	78,750,000	4.84
日本	株式	サイゼリヤ	小売業	60,000	76,980,000	4.73
日本	株式	三和ホールディングス	金属製品	318,000	73,140,000	4.50
日本	株式	太陽ホールディングス	化学	35,800	71,098,800	4.37

業種別の投資比率

資産の種類	業種	投資比率（％）
株式	銀行業	13.50
	化学	13.04
	小売業	11.07
	金属製品	9.73
	電気機器	7.95
	不動産業	7.71
	サービス業	6.90
	情報・通信業	6.53
	非鉄金属	5.50
	機械	4.61
	輸送用機器	3.34
	繊維製品	2.48
	鉱業	2.04

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

８．スパークス・長期厳選・日本株ファンド<適格機関投資家限定>

本書作成日時点で入手できる直近の情報として2011年12月末日現在の内容を記載しております。

(1) 投資状況

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	183,477,900	82.62
現金・預金・その他資産（負債控除後）	38,598,124	17.38
合計（純資産総額）	222,076,024	100.00

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄 組入銘柄評価額上位10銘柄

国/地域	種別	銘柄名称	業種	株数	評価金額（円）	投資比率(%)
日本	株式	キーエンス	電気機器	2,000	37,120,000	16.71
日本	株式	三菱商事	卸売業	23,000	35,765,000	16.10
日本	株式	良品計画	小売業	4,200	15,771,000	7.10
日本	株式	フジシールインターナショナル	その他製品	11,300	15,707,000	7.07
日本	株式	花王	化学	7,100	14,931,300	6.72
日本	株式	ロート製薬	医薬品	15,000	14,835,000	6.68
日本	株式	ミスミグループ本社	卸売業	8,300	14,674,400	6.61
日本	株式	アシックス	その他製品	12,800	11,110,400	5.00
日本	株式	シマノ	輸送用機器	2,800	10,472,000	4.72
日本	株式	マニー	精密機器	3,800	10,070,000	4.53

業種別の投資比率

資産の種類	業種	投資比率（％）
株式	卸売業	24.07
	電気機器	16.72
	その他製品	12.08
	小売業	7.10
	化学	6.72
	医薬品	6.68
	輸送用機器	4.72
	精密機器	4.53

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

９．コモンズ３０ファンド<適格機関投資家用>

本書作成日時時点で入手できる直近の情報として2011年12月末日現在の内容を記載しております。

(1) 投資状況

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	916,014,578	100.14
現金・預金・その他資産（負債控除後）	△1,258,651	△0.14
合計（純資産総額）	914,755,927	100.00

<参考>

「コモンズ３０ファンド〈適格機関投資家用〉」が主要投資対象としているマザーファンド「コモンズ３０マザーファンド」の状況は次の通りです。投資比率は、マザーファンドにおける純資産総額に占める割合です。

(1) 投資状況

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	2,017,274,800	89.71
現金・預金・その他資産（負債控除後）	231,266,590	10.29
合計（純資産総額）	2,248,541,390	100.00

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄 組入銘柄評価額上位10銘柄

国/地域	種別	銘柄名称	業種	株数	評価金額（円）	投資比率(%)
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	5,700	79,800,000	3.55
日本	株式	ユニ・チャーム	化学	21,000	79,695,000	3.54
日本	株式	ベネッセホールディングス	サービス業	21,000	78,225,000	3.48
日本	株式	エア・ウォーター	化学	76,000	74,480,000	3.31
日本	株式	ローソン	小売業	15,400	73,997,000	3.29
日本	株式	エーザイ	医薬品	23,100	73,573,500	3.27
日本	株式	シスメックス	電気機器	28,800	72,230,400	3.21
日本	株式	楽天	サービス業	870	72,036,000	3.20
日本	株式	堀場製作所	電気機器	30,700	71,224,000	3.17
日本	株式	旭化成	化学	152,000	70,528,000	3.14

業種別の投資比率

資産の種類	業種	投資比率（％）
株式	機械	21.21
	化学	19.90
	電気機器	12.68
	医薬品	10.27
	小売業	7.62
	サービス業	7.45
	精密機器	5.96
	輸送用機器	5.58
	金属製品	3.28
	建設業	3.21

②投資不動産物件 該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの 該当事項はありません。

10. T. ロウ・プライス・ファンズSICAV - グローバル・アグリゲート・ボンド・ファンド
本書作成日時点で入手できる直近の情報として2011年12月末日現在の内容を記載しております。

(1) 投資状況

（全受益証券クラスを含む）

資産の種類	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
国債証券、政府関係機関債券および地方債券	24,957,763	47.75
社債券	15,076,019	28.84
特殊債券	10,841,870	20.74
現金・預金・その他資産（負債控除後）	1,395,018	2.67
合計（純資産総額）	52,270,670	100.00

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄 組入銘柄評価額上位10銘柄

国/地域	種別	利率（％）	償還年月日	通貨	評価額金額（米ドル）	投資比率（％）
日本	国債証券	2.3	2028/6/20	日本円	1,858,713.57	3.57
日本	国債証券	1.1	2021/6/20	日本円	1,577,945.78	3.03
アメリカ	国債証券	2.625	2016/4/30	米ドル	1,369,174.76	2.63
日本	国債証券	1.4	2015/9/20	日本円	1,298,555.70	2.50
イギリス	国債証券	4.250	2039/9/7	ポンド	923,332.72	1.78
オランダ	政府関係機関債券	4.125	2016/6/28	ユーロ	832,515.35	1.60
ドイツ	国債証券	4.0	2037/1/4	ユーロ	819,116.12	1.57
メキシコ	国債証券	8.5	2018/12/13	メキシコペソ	736,912.47	1.42
メキシコ	国債証券	8.5	2038/11/18	メキシコペソ	722,064.11	1.39
日本	国債証券	1.7	2017/3/20	日本円	652,237.95	1.25

残存期間別の投資比率

期 間	投資比率（％）
5年未満	43.28
5年以上10年未満	33.93
10年以上	20.12

格付別の投資比率

格 付	投資比率（％）
Aaa（米国政府機関債 16.46%含む）	40.80
Aa1 - Aa3	19.41
A1 - A3	11.04
Baa1 - Baa3	16.46
非投資適格	9.21
格付なし	0.40

※格付情報はムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's）社の格付を記載しています。

②投資不動産物件 該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの 該当事項はありません。

※投資比率はファンドの純資産総額に対する当該資産の比率、構成比率はファンドの投資資産に対する当該資産の比率です。

※指定がない場合、日本株式の業種は東証33業種分類、外国株式の業種は世界産業分類基準による分類を記載しています。

<参考情報>

運用実績

(2011年12月30日現在)

基準価額・純資産総額の推移



分配の推移（税引前）

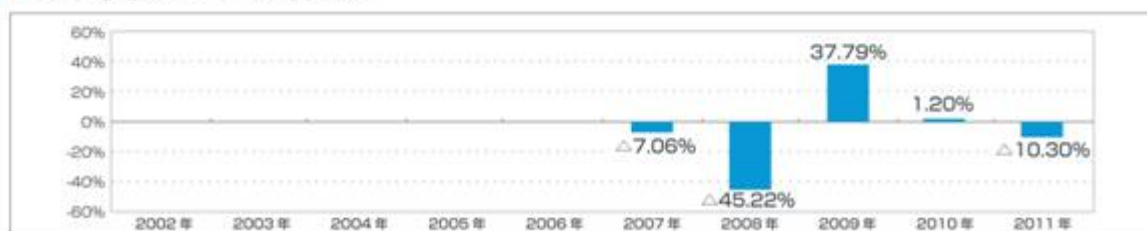
決算期	1 万口当たりの分配金
2007 年 12 月 10 日	- 円
2008 年 12 月 10 日	- 円
2009 年 12 月 10 日	- 円
2010 年 12 月 10 日	- 円
2011 年 12 月 12 日	- 円
設定来累計	- 円

主要な資産の状況

順位	国/地域	種類	投資信託証券	通貨	投資比率
1	日本	投資信託受益証券	ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンド SA (適格機関投資家限定)	円建て	26.13%
2	アイルランド	投資証券	バンガード米国オポチュニティファンド	米ドル建て	25.21%
3	日本	投資信託受益証券	ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンド SA (適格機関投資家限定)	円建て	11.51%
4	ルクセンブルグ	投資証券	T.ロウ・プライス・ファンズ SICAV US-ラージキャップ・バリュー・エクイティ・ファンド	米ドル建て	7.98%
5	ルクセンブルグ	投資証券	T.ロウ・プライス・ファンズ SICAV US-ラージキャップ・グロース・エクイティ・ファンド	米ドル建て	7.58%
6	日本	投資信託受益証券	コモンズ30ファンド (適格機関投資家限定)	円建て	5.80%
7	日本	投資信託受益証券	スパークス・長期厳選・日本株ファンド<適格機関投資家限定>	円建て	4.83%
8	日本	投資信託受益証券	スパークス・集中投資・日本株ファンド S<適格機関投資家限定>	円建て	4.69%
9	日本	投資信託受益証券	TMA 長期投資ファンド<適格機関投資家限定>	円建て	2.88%

※投資比率は、純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率です。(小数第 3 位を四捨五入しています。)

年間収益率の推移



※当ファンドにはベンチマークがありません。

※2007年は、ファンドの設定日(2007年3月15日)から年末までの騰落率です。(小数第3位を四捨五入しています。)

- ・過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
- ・最新の運用実績は、表紙に記載するセゾン投信のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付	原則として、毎営業日に申込みを受付けます。 ただし、次の日のいずれかに該当する日には申込みの受付を行いません。 ニューヨークの証券取引所休業日 ニューヨークの銀行休業日 ロンドンの証券取引所休業日 ロンドンの銀行休業日 アイルランドの銀行休業日
申込単位	販売会社が定める単位とします。
申込価額	申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。 ※収益分配金の再投資は、計算期間終了日（決算日）の基準価額をもって行ないます。
申込手数料	ありません。
申込価額の算出頻度	原則として、毎営業日計算されます。
申込単位・申込価額の照会方法	申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。
申込方法	・取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。 ・取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。 ・なお、取得申込者は販売会社と別に定める「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があります、この場合は当該別の名称に読み替えます。以下同じ。）を締結するものとします。 ・受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。 ・なお、販売会社は当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。 ・委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。 ・定期積立プランをご利用される方は申込者と販売会社に間で別に定める「定期積立契約」（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があります、この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結し、当契約に従って申込みを行うものとします。 ・振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。 ・受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
申込受付時間（継続募集期間）	原則として、午後2時までに受付けた取得申込み（当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの。）を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎての申込みは、翌営業日に受付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みを取り消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

解約請求の受付	原則として、毎営業日に解約の請求を受付けます。 ただし、次の日のいずれかに該当する日には解約の請求の受付を行いません。 ニューヨークの証券取引所休業日 ニューヨークの銀行休業日 ロンドンの証券取引所休業日 ロンドンの銀行休業日 アイルランドの銀行休業日
解約単位	1口以上1口単位
解約価額	解約請求受付日の翌々営業日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額
信託財産留保額	解約請求受付日の翌々営業日の基準価額に0.1%の率を乗じた額
解約価額の算出頻度	原則として、毎営業日計算されます。
解約価額の照会方法	解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 セゾン投信株式会社 お客様窓口 03-3988-8668（受付時間 毎営業日の9:00～17:00）
支払開始日	原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。
解約請求受付時間	原則として、午後2時までに受付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの。）を当日の解約請求とします。当該時刻を過ぎての解約請求は翌営業日に受付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。 解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 ※信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求については制限を設ける場合があります。 詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた解約請求を取り消すことがあります。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額の算出方法	基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数 なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。 （注）「信託財産の純資産総額」とは信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。 （主な評価方法） 投資信託証券：原則として、計算日の前営業日における基準価額（外国投資証券については、原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額）で評価します。 外貨建資産：原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。 外国為替予約取引：原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。
基準価額の算出頻度	原則として、毎営業日に計算されます。
基準価額の照会方法	基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 セゾン投信株式会社 お客様窓口 03－3988－8668（受付時間 毎営業日9：00～17:00） ホームページアドレス http://www.saison-am.co.jp/

（2）【保管】

受益証券の保管	ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は受益証券を発行しません。
---------	--

（3）【信託期間】

信託期間	平成19年3月15日から無期限 ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。
------	--

（4）【計算期間】

計算期間	原則として、毎年12月11日から翌年12月10日まで 上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、この該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は平成19年3月15日から平成19年12月10日までとし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。
------	---

(5) 【その他】

運用報告書の作成	委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、運用経過、信託財産の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、受益者に交付します。なお、信託約款の内容に、委託会社が重要と判断した変更等があった場合は、その内容を運用報告書に記載します。
ファンドの償還条件等	委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。 ・ 受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・ 信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録の取消・解散・業務廃止のときは、原則としてファンドを償還させます。ただし、監督官庁がファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。 委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。
信託約款の変更	委託会社は、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとします。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
ファンドの償還等に関する開示方法	委託会社は、ファンドの償還または信託約款の変更のうち、重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。この公告は、日本経済新聞に掲載します。
異議申立ておよび反対者の買取請求権	受益者は、委託会社がファンドの償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（1ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更をおこないません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。）。この公告は日本経済新聞に掲載します。
関係法人との契約の更改	委託会社と販売会社との間で締結される「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了3ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。
委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い	委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
受託会社の辞任および解任に伴う取扱い	受託会社は、委託会社の承諾を受けて、その任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約しファンドを償還させます。

4【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に対する請求権	受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。 ・ 収益分配金は課税後、原則として毎計算期間の終了日（決算日）の翌営業日に「自動けいぞく投資契約」に基づいて再投資されます。詳しくは販売会社にご確認ください。 （注）販売会社は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に対し、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
償還金に対する請求権	受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・ 償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目から受益者に支払います。 ・ 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・ 受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 （注）償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。
換金（解約）請求権	受益者は、自己の有する受益権につき、解約を請求する権利を有します。 ・ 解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 ・ 解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 （「第2〔管理及び運営〕 2〔換金（解約）手続等〕」をご参照ください。）
帳簿閲覧（謄写）請求権	受益者は、委託会社に対し、その業務中に当該受益者に係る信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することが出来ます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号。以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

ただし、第4期計算期間（平成21年12月11日から平成22年12月10日）は改正前の財務諸表等規則ならびに投資信託財産計算規則に基づき、第5期計算期間（平成22年12月11日から平成23年12月12日）は改正後の財務諸表等規則ならびに投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間（平成21年12月11日から平成22年12月10日まで）および第5期計算期間（平成22年12月11日から平成23年12月12日まで）の財務諸表について、優成監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

セゾン資産形成の達人ファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 4 期 (平成22年12月10日現在)	第 5 期 (平成23年12月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	199,375,087	163,054,470
投資信託受益証券	2,211,066,271	2,517,774,915
投資証券	1,604,661,421	1,812,605,646
流動資産合計	4,015,102,779	4,493,435,031
資産合計	4,015,102,779	4,493,435,031
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,780,212	1,074,234
未払受託者報酬	747,068	924,411
未払委託者報酬	9,338,944	11,555,716
その他未払費用	93,295	115,469
流動負債合計	11,959,519	13,669,830
負債合計	11,959,519	13,669,830
純資産の部		
元本等		
元本	¹ 5,628,654,972	¹ 6,996,530,563
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	³ △1,625,511,712	³ △2,516,765,362
（分配準備積立金）	280,914	353,495
元本等合計	4,003,143,260	4,479,765,201
純資産合計	4,003,143,260	4,479,765,201
負債純資産合計	4,015,102,779	4,493,435,031

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期 (自 平成21年12月11日 至 平成22年12月10日)	第5期 (自 平成22年12月11日 至 平成23年12月12日)
営業収益		
受取利息	101,407	92,793
有価証券売買等損益	334,529,075	△300,721,035
為替差損益	△65,706,900	△122,223,066
営業収益合計	268,923,582	△422,851,308
営業費用		
受託者報酬	1,452,511	1,832,741
委託者報酬	18,157,381	22,910,394
その他費用	205,768	261,114
営業費用合計	19,815,660	25,004,249
営業利益又は営業損失（△）	249,107,922	△447,855,557
経常利益又は経常損失（△）	249,107,922	△447,855,557
当期純利益又は当期純損失（△）	249,107,922	△447,855,557
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	11,346,745	△3,162,650
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,534,792,541	△1,625,511,712
剰余金増加額又は欠損金減少額	164,573,331	189,465,267
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	164,573,331	189,465,267
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	493,053,679	636,026,010
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	493,053,679	636,026,010
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,625,511,712	△2,516,765,362

(3)【注記表】

(重要な会計方針に関する注記)

項目	第4期 自 平成21年12月11日 至 平成22年12月10日	第5期 自 平成22年12月11日 至 平成23年12月12日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価の評価にあたっては、投資信託受益証券の直近の日の基準価額に基づいて評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価の評価にあたっては、当該有価証券発行元の提示する直近の日の1単位当たりの純資産総額で評価しております。	(1)投資信託受益証券 同左 (2)投資証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの仲値をもとに計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	—	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は当計算期間末日が休業日のため、平成22年12月11日から平成23年12月12日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第4期 平成22年12月10日現在	第5期 平成23年12月12日現在
1. 期首元本額	4,551,238,460円	5,628,654,972円
期中追加設定元本額	1,571,630,815円	2,023,962,857円
期中一部解約元本額	494,214,303円	656,087,266円
2. 計算期間末日における受益権総数	5,628,654,972口	6,996,530,563口
3. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 1,625,511,712円	元本の欠損 2,516,765,362円
4. 1口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	0.7112円 (7,112円)	0.6403円 (6,403円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第4期 自 平成21年12月11日 至 平成22年12月10日	第5期 自 平成22年12月11日 至 平成23年12月12日
分配金の計算過程		
A 計算期間末における費用 控除後の配当等収益	91,777円	- 円
B 費用控除後、繰越欠損金補 填後の有価証券売買等損 益	- 円	- 円
C 信託約款に定める収益調 整金	84,196円	211,010円
D 信託約款に定める分配準 備積立金	189,137円	353,495円
E 分配対象収益額（A+B+ C+D）	365,110円	564,505円
F 分配対象収益額（一万口当 たり）	0円	0円
	基準価額の水準等を考慮して当期の分 配は見送りました。	基準価額の水準等を考慮して当期の分 配は見送りました。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	第4期 自 平成21年12月11日 至 平成22年12月10日	第5期 自 平成22年12月11日 至 平成23年12月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドの保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、流動性リスク、為替変動リスク、信用リスク、及びカントリーリスクにさらされております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した業務部門・コンプライアンス部門が随時信託財産のリスクのモニタリング、投資制限のチェックを行っております。また定期的に運用評価会議を開催し、運用プロセスやファンド組入状況のチェックを行っております。	運用部門から独立した管理部門・コンプライアンス部門が随時信託財産のリスクのモニタリング、投資制限のチェックを行っております。また定期的に運用評価会議を開催し、運用プロセスやファンド組入状況のチェックを行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価額に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているために、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	第4期 自 平成21年12月11日 至 平成22年12月10日	第5期 自 平成22年12月11日 至 平成23年12月12日
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)投資証券及び投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第4期 自 平成21年12月11日 至 平成22年12月10日	第5期 自 平成22年12月11日 至 平成23年12月12日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第4期 自 平成21年12月11日 至 平成22年12月10日	第5期 自 平成22年12月11日 至 平成23年12月12日
該当事項はありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	第4期 (平成22年12月10日現在)		第5期 (平成23年12月12日現在)	
種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の 評価差額(円)	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の 評価差額(円)
投資信託 受益証券	2,211,066,271	110,977,275	2,517,774,915	△239,964,395
投資証券	1,604,661,421	218,213,681	1,812,605,646	△47,787,046

(デリバティブ取引等に関する注記)

I.取引の状況に関する事項

項目	第4期 自 平成21年12月11日 至 平成22年12月10日	第5期 自 平成22年12月11日 至 平成23年12月12日
1. 取引の内容、取引の利用目的及び取引に対する取組方針	当ファンドは、原則として外貨建資産の為替変動リスクを回避する目的または投機を目的とする為替取引は行わない方針ですが、外貨建有価証券の決済または解約金等に対する円の手当てを目的として、受渡までの期間が短い為替予約取引を利用しております。	同左
2. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引は、取引相手方の債務不履行によるリスクを有しておりますが、当ファンドの為替取引の受渡期間がごく短いため、リスクは限定的と考えております。	同左
3. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	該当事項はありません。	同左

II.取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類／通貨	銘柄	券面総額（口）	評価金額	備考
投資信託受益証券				
日本・円	TMA長期投資ファンド<適格機関投資家限定>	165,366,021	127,397,982	—
	ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSA（適格機関投資家限定）	1,647,949,772	1,193,610,019	—
	ニッポンコムジェスト・エマージングマーケットファンドSA（適格機関投資家限定）	662,234,310	519,787,709	—
	スパークス・集中投資・日本株<適格機関投資家限定>	207,447,505	212,218,797	—
	スパークス・長期厳選・日本株<適格機関投資家限定>	203,169,918	196,912,284	—
	コモンズ30ファンド<適格機関投資家用>	306,989,254	267,848,124	—
日本・円 小計			2,517,774,915	—
投資信託受益証券 合計			2,517,774,915	—
投資証券				
米国・ドル	バンガード 米国オポテュニティファンド	55,252.13	14,278,349.36	—
	T.ロウ・プライス・ファンズSICAV-USラージキャップ・グロース・エクイティ・ファンド	291,657.35	4,468,190.60	—
	T.ロウ・プライス・ファンズSICAV-USラージキャップ・バリュア・エクイティ・ファンド	350,475.50	4,587,724.29	—
米国・ドル 小計			23,334,264.25 (1,812,605,646)	
投資証券 合計			1,812,605,646 (1,812,605,646)	
合計			4,330,380,561 (1,812,605,646)	

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額です。

2. 合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。

3. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に対する比率
米国ドル	投資証券 3銘柄	100.00%	100.00%

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】**【純資産額計算書】****（平成23年12月末日現在）**

I 資産総額	4,549,977,014円
II 負債総額	1,259,655円
III 純資産総額（I－II）	4,548,717,359円
IV 発行済数量	7,143,447,101口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.6368円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等名簿の閉鎖の時期

該当事項はありません。

（3）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたとき、またはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（6）受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社振法の定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（7）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（８）償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

平成23年12月末現在の資本金の額 760百万円

発行可能株式総数 40,000株

発行済株式総数 30,000株

直近5ヵ年の資本金の額の増減

平成19年8月10日に、資本金の額を250百万円から460百万円に増額いたしました。

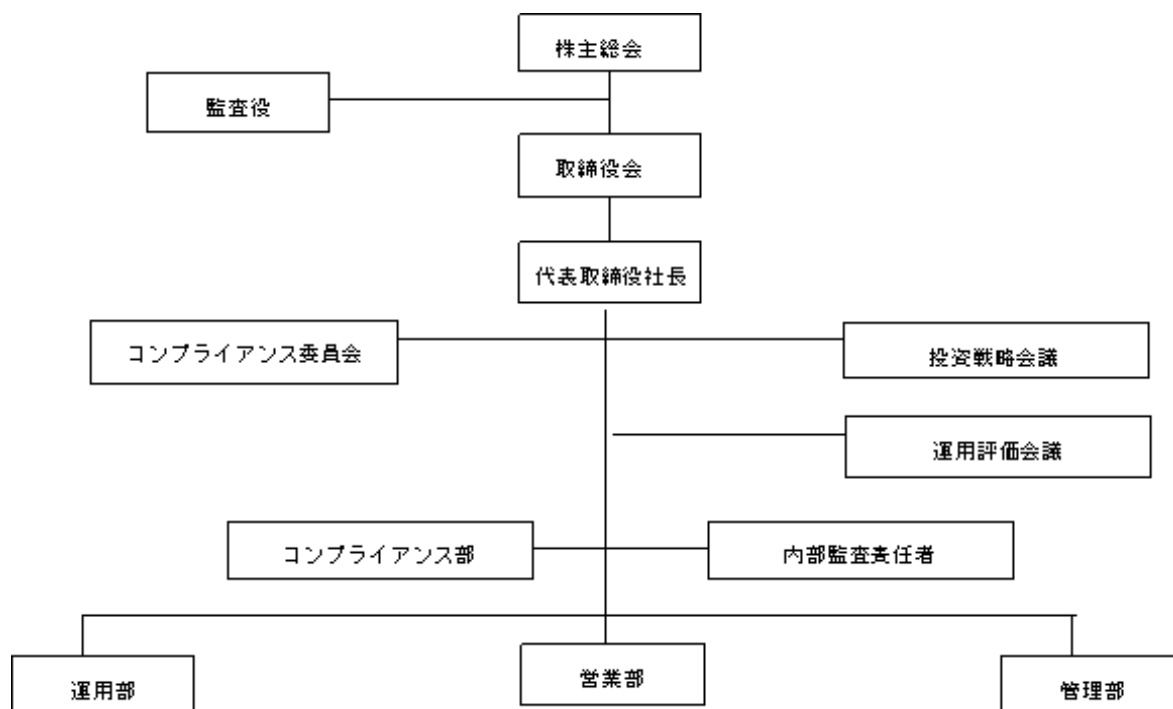
平成20年5月19日に、資本金の額を460百万円から560百万円に増額いたしました。

平成21年2月18日に、資本金の額を560百万円から660百万円に増額いたしました。

平成23年2月18日に、資本金の額を660百万円から760百万円に増額いたしました。

（2）委託会社の機構

①会社の組織図



②会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

③投資運用の意思決定機構

〔投資戦略会議〕

討議事項：基本戦略とアセットアロケーションの決定

- ・運用のベースとなる基本戦略（運用目的、運用方針）の決定
- ・ファンド組入資産の資産配分、市場・通貨配分、業種配分などの決定

■月次で開催

■社長を議長とし、運用部長・管理部長・コンプライアンス部長で構成され、必要に応じて運用担当者が出席



〔運用会議〕

討議事項：投資戦略会議の決定に基づく具体的な投資方針の策定

- ・投資戦略会議で決定した基本戦略、資産配分等に基づき運用計画を策定

■週次で開催

■運用部によって構成



〔運用部〕

- ・運用計画に従い、運用を実行



〔運用評価会議〕

討議事項

- ・信託約款規定事項との整合性、組入制限等のチェック
- ・運用パフォーマンスとポートフォリオ全体のリスクコントロールチェック
- ・投資戦略会議決定事項の執行状況のチェック
- ・執行状況（個別売買）の適正性についてのチェック

■月次で開催

■社長を議長とし、運用部長・管理部長・コンプライアンス部長で構成され、必要に応じて運用担当者が出席

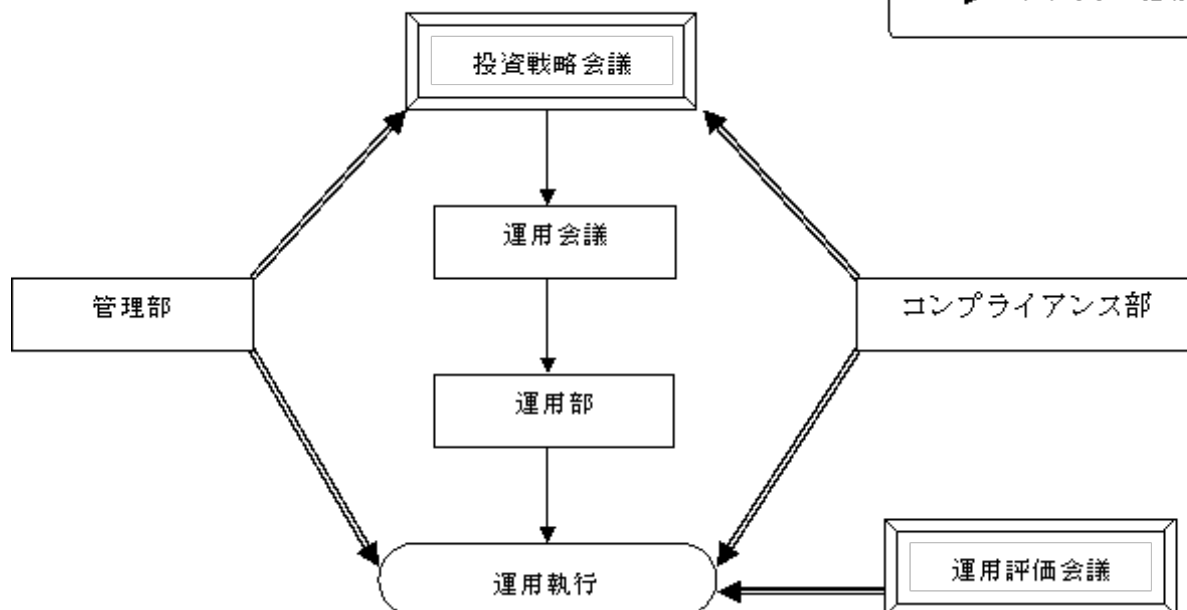
コンプライアンス部・管理部

- ・運用方針についての法令遵守
- ・信託約款規定事項との整合性チェック
- ・執行状況の適正性についてのチェック

※上記運用体制は、平成23年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※当社では、信託財産の適正な運用及び受益者との利益相反となる取引の防止を目的として、社内諸規則を設けております。

⇒ チェック・指導



2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集または私募（第二種金融商品取引業）を行っています。

平成23年12月末日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	2 本	4 2, 9 9 0 百万円
合計	2 本	4 2, 9 9 0 百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第5期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表、並びに第6期中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表について、優成監査法人により監査を受けております。

3. 財務諸表の記載金額について

財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	第4期事業年度末 (平成22年3月31日現在)			第5期事業年度末 (平成23年3月31日現在)		
		金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
(資産の部)							
I.流動資産							
現金及び預金		205,022			233,282		
直販顧客分別金信託		171,454			195,529		
立替金		1			-		
前払費用		1,374			1,345		
未収入金		1,854			2,408		
未収委託者報酬		42,197			53,425		
貯蔵品		3,189			3,134		
流動資産計		425,094	97.0		489,126	97.3	
II.固定資産							
(1)有形固定資産	※1						
器具備品	※1	-			981		
有形固定資産合計		-	-		981	0.2	
(2)無形固定資産							
ソフトウェア		-			264		
無形固定資産合計		-	-		264	0.1	
(3)投資その他の資産							
差入保証金	※2	13,212			12,207		
投資その他の資産合計		13,212	3.0		12,207	2.4	
固定資産計		13,212	3.0		13,453	2.7	
資産合計		438,307	100.0		502,580	100.0	
(負債の部)							
I.流動負債							
預り金		812			1,100		
顧客からの預り金		152,999			177,571		
未払金	※2	26,033			26,152		
未払費用	※2	11,848			10,826		
未払法人税等		1,853			2,273		
流動負債計		193,546	44.2		217,923	43.4	
負債合計		193,546	44.2		217,923	43.4	
(純資産の部)							
I.株主資本							
資本金		660,000	150.6		760,000	151.2	
資本剰余金							
資本準備金	200,000				300,000		
資本剰余金合計		200,000	45.6		300,000	59.7	
利益剰余金							
その他利益剰余金	△ 615,239				△ 775,342		
繰越利益剰余金	△ 615,239				△ 775,342		
利益剰余金合計		△ 615,239	△ 140.4		△ 775,342	△ 154.3	
純資産合計		244,760	55.8		284,657	56.6	
負債・純資産合計		438,307	100.0		502,580	100.0	

(2) 【損益計算書】

		第4期事業年度 〔 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日 〕		第5期事業年度 〔 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日 〕		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I.営業収益		116,775			153,232	
委託者報酬			116,775	100.0	153,232	100.0
営業収益計						
II.営業費用						
広告宣伝費			14,686		22,141	
委託計算費			63,309		66,364	
営業雑経費			78,829		80,231	
通信費		25,052			24,911	
印刷費		15,060			13,836	
情報技術関連費		7,449			7,469	
業務外注費		19,453			20,786	
その他営業雑経費		11,813			13,226	
営業費用計			156,825	134.3	168,737	110.1
III.一般管理費						
給料			107,581		105,214	
役員報酬	※1	11,983			12,000	
出向者人件費	※3	74,263			73,743	
その他給与		2,116			-	
賞与		19,216			19,470	
交際費			428		304	
旅費交通費			1,872		2,173	
租税公課			2,105		2,542	
不動産賃借料			14,783		14,283	
法定福利費			315		316	
固定資産減価償却費			4,514		125	
諸経費			20,212		17,979	
一般管理費計			151,812	130.0	142,939	93.3
営業損失			191,862	△ 164.3	158,443	△ 103.4
IV.営業外収益						
受取利息		685			433	
その他営業外収益		230			398	
営業外収益計			916	0.8	831	0.5
V.営業外費用						
株式交付費		-			700	
その他営業外費用		50			43	
営業外費用計			50	0.0	743	0.5
経常損失			190,996	△ 163.6	158,356	△ 103.3
VI.特別損失						
減損損失	※2	20,064			-	
高価購入資産の売却に伴う影響額		-			797	
特別損失計			20,064	17.2	797	0.5
税引前当期純損失			211,060	△ 180.7	159,153	△ 103.9
法人税、住民税及び事業税			950	0.8	950	0.6
当期純損失			212,010	△ 181.6	160,103	△ 104.5

（３）【株主資本等変動計算書】

第4期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
平成21年3月31日 残高	660,000	200,000	200,000	△ 403,228	△ 403,228	456,771	456,771
事業年度 中の変動額							
新株の発行	-	-	-	-	-	-	-
当期純損失	-	-	-	△ 212,010	△ 212,010	△ 212,010	△ 212,010
株主資本以外の項目の 事業年度 中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
事業年度 中の変動額合計	-	-	-	△ 212,010	△ 212,010	△ 212,010	△ 212,010
平成22年3月31日 残高	660,000	200,000	200,000	△ 615,239	△ 615,239	244,760	244,760

第5期事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
平成22年3月31日 残高	660,000	200,000	200,000	△ 615,239	△ 615,239	244,760	244,760
事業年度 中の変動額							
新株の発行	100,000	100,000	100,000	-	-	200,000	200,000
当期純損失	-	-	-	△ 160,103	△ 160,103	△ 160,103	△ 160,103
株主資本以外の項目の 事業年度 中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
事業年度 中の変動額合計	100,000	100,000	100,000	△ 160,103	△ 160,103	39,896	39,896
平成23年3月31日 残高	760,000	300,000	300,000	△ 775,342	△ 775,342	284,657	284,657

財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第4期事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第5期事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価格については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。	貯蔵品 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 器具・備品 3年～10年 (2) 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
3. 繰延資産の処理方法	株式交付費 —	株式交付費 支出時に全額費用処理しております。
4. その他財務諸表作成の基本となる重要な事項	消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。	消費税等の処理方法 同左

(会計方針の変更)

第4期事業年度 (自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日)	第5期事業年度 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)
—	「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 これにより、営業損失、経常損失がそれぞれ208千円増加し、税引前当期純損失が1,005千円増加しております。また、当会計基準等の適用により投資その他の資産「差入保証金」より控除された金額は1,005千円であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

第4期事業年度 (平成22年3月31日現在)	第5期事業年度 (平成23年3月31日現在)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,637千円 器具備品 20,116千円 ※2 関係会社に対する資産及び負債 差入保証金 13,212千円 未払金 7,807千円 未払費用 10,788千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,637千円 器具備品 20,159千円 ※2 関係会社に対する資産及び負債 差入保証金 12,207千円 未払金 6,675千円 未払費用 9,856千円

（損益計算書関係）

第4期事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第5期事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)						
※1 役員報酬の範囲 取締役 年額 96,000千円 監査役 年額 12,000千円	—						
※2 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。	—						
<table><tr><th>用途</th><th>種類</th><th>住所</th></tr><tr><td>全社資産</td><td>器具備品、ソフトウェア</td><td>東京都豊島区</td></tr></table>	用途	種類	住所	全社資産	器具備品、ソフトウェア	東京都豊島区	
用途	種類	住所					
全社資産	器具備品、ソフトウェア	東京都豊島区					
当社は、全社を単一としてグルーピングしております。これら資産については、金融市況の悪化による個人の投資活動の停滞が長引いたことにより、営業活動から生ずる利益が継続してマイナスとなる見込みであるため、帳簿価格を全額減額し、20,064千円を減損損失として特別損失として計上しております。減損損失の内訳は、器具備品756千円、ソフトウェア19,308千円、であります。なお、回収可能価額は使用価値を零として減損損失を測定しております。							
※3 関係会社との重要な取引 出向者人件費 74,263千円	※3 関係会社との重要な取引 出向者人件費 72,643千円						

(株主資本等変動計算書関係)

第4期事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第5期事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)																				
1. 発行済株式に関する事項 <table> <tr> <th>株式の種類</th><th>普通株式</th></tr> <tr> <td>前事業年度末</td><td>26,000株</td></tr> <tr> <td>増加</td><td>—</td></tr> <tr> <td>減少</td><td>—</td></tr> <tr> <td>当事業年度末</td><td>26,000株</td></tr> </table> 2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。 3. 新株予約権に関する事項 該当事項はありません。 4. 配当に関する事項 該当事項はありません。	株式の種類	普通株式	前事業年度末	26,000株	増加	—	減少	—	当事業年度末	26,000株	1. 発行済株式に関する事項 <table> <tr> <th>株式の種類</th><th>普通株式</th></tr> <tr> <td>前事業年度末</td><td>26,000株</td></tr> <tr> <td>増加</td><td>4,000株</td></tr> <tr> <td>減少</td><td>—</td></tr> <tr> <td>当事業年度末</td><td>30,000株</td></tr> </table> (変動事由の概要) 増加数の内訳は、次のとおりであります。 募集による新株の発行による増加 4,000株 2. 自己株式に関する事項 同左 3. 新株予約権に関する事項 同左 4. 配当に関する事項 同左	株式の種類	普通株式	前事業年度末	26,000株	増加	4,000株	減少	—	当事業年度末	30,000株
株式の種類	普通株式																				
前事業年度末	26,000株																				
増加	—																				
減少	—																				
当事業年度末	26,000株																				
株式の種類	普通株式																				
前事業年度末	26,000株																				
増加	4,000株																				
減少	—																				
当事業年度末	30,000株																				

(リース取引関係)

第4期事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第5期事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(金融商品に関する注記)

第4期事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第5期事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
(追加情報) 当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日）を適用しております。 1. 金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 当社におきまして、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別管理されております。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 金融商品に係るリスク管理は、日々残高照合を行うなど、経理規程に従って管理されております。 (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 当社が保有する金融商品の時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額を使用しております。当該価額の算定に置いては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。	1. 金融商品の状況に関する事項 同左

第4期事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)				第5期事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)			
2. 金融商品の時価等に関する事項 平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。				2. 金融商品の時価等に関する事項 平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。			
	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)		貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	205,022	205,022	-	(1)現金及び預金	233,282	233,282	-
(2)直販顧客分別金信託	171,454	171,454	-	(2)直販顧客分別金信託	195,529	195,529	-
(3)未収委託者報酬	42,197	42,197	-	(3)未収委託者報酬	53,425	53,425	-
資産計	418,674	418,674	-	資産計	428,237	428,237	-
(注) 1. 金融商品の時価の算出方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 <u>資産</u> (1) 現金及び預金、(2) 顧客分別金信託、(3) 未収委託者報酬 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品 該当事項はありません。 3. 満期のある金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 該当事項はありません。 4. 社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額 該当事項はありません。				(注) 1. 金融商品の時価の算出方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 <u>資産</u> (1) 現金及び預金、(2) 顧客分別金信託、(3) 未収委託者報酬 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品 該当事項はありません。 3. 満期のある金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 該当事項はありません。 4. 社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額 該当事項はありません。			

(有価証券関係)

第4期事業年度 (平成22年3月31日現在)	第5期事業年度 (平成23年3月31日現在)
該当事項はありません。	同左

(デリバティブ取引関係)

第4期事業年度 (平成22年3月31日現在)	第5期事業年度 (平成23年3月31日現在)
該当事項はありません。	同左

（資産除去債務関係）

第4期事業年度 (平成22年3月31日現在)	第5期事業年度 (平成23年3月31日現在)
—	当社は、資産除去債務について、不動産賃貸借契約に係る差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を差入保証金から減額して費用計上する方法によっております。

（セグメント情報）

第4期事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第5期事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
—	1. セグメント情報 当社は投資信託事業の設定・運用・販売、及びこれらの付随事業という単一のセグメントであるため、記載を省略しております。 2. 関連情報 (1) 製品及びサービスごとの情報 単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 (2) 地域ごとの情報 ①売上高 本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。 ②有形固定資産 本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。 (3) 主要な顧客ごとの情報 外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。 (追加情報) 当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（退職給付関係）

第4期事業年度 (平成22年3月31日現在)	第5期事業年度 (平成23年3月31日現在)
1. 採用している退職給付制度の概要 当社の従業員は、全員親会社からの出向者であり、出向元の退職給付制度が採用されております。 2. 退職給付債務に関する事項 全員が親会社からの出向者のため、記載を省略しております。 3. 退職給付費用に関する事項 全員が親会社からの出向者のため、記載を省略しております。 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 全員が親会社からの出向者のため、記載を省略しております。	同左

（ストック・オプション等関係）

第4期事業年度 (平成22年3月31日現在)	第5期事業年度 (平成23年3月31日現在)
該当事項はありません。	同左

（税効果会計関係）

第4期事業年度 (平成22年3月31日現在)	第5期事業年度 (平成23年3月31日現在)																																		
1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産（単位：千円） <table> <tr><td>未払事業税</td><td>367</td></tr> <tr><td>未払賞与否認額</td><td>2,935</td></tr> <tr><td>減損処理否認額</td><td>27,231</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td>396,113</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>426,646</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>△426,646</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>—</td></tr> <tr><td>繰延税金資産純額</td><td>—</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 税引前当期純損失を計上しているため記載していません。	未払事業税	367	未払賞与否認額	2,935	減損処理否認額	27,231	繰越欠損金	396,113	繰延税金資産小計	426,646	評価性引当額	△426,646	繰延税金資産合計	—	繰延税金資産純額	—	1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産（単位：千円） <table> <tr><td>未払事業税</td><td>538</td></tr> <tr><td>未払賞与否認額</td><td>2,644</td></tr> <tr><td>減損処理否認額</td><td>16,351</td></tr> <tr><td>その他の超過額</td><td>427</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td>471,398</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>491,358</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>△491,358</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>—</td></tr> <tr><td>繰延税金資産純額</td><td>—</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 同左	未払事業税	538	未払賞与否認額	2,644	減損処理否認額	16,351	その他の超過額	427	繰越欠損金	471,398	繰延税金資産小計	491,358	評価性引当額	△491,358	繰延税金資産合計	—	繰延税金資産純額	—
未払事業税	367																																		
未払賞与否認額	2,935																																		
減損処理否認額	27,231																																		
繰越欠損金	396,113																																		
繰延税金資産小計	426,646																																		
評価性引当額	△426,646																																		
繰延税金資産合計	—																																		
繰延税金資産純額	—																																		
未払事業税	538																																		
未払賞与否認額	2,644																																		
減損処理否認額	16,351																																		
その他の超過額	427																																		
繰越欠損金	471,398																																		
繰延税金資産小計	491,358																																		
評価性引当額	△491,358																																		
繰延税金資産合計	—																																		
繰延税金資産純額	—																																		

（企業結合等関係）

第4期事業年度 (平成22年3月31日現在)	第5期事業年度 (平成23年3月31日現在)
該当事項はありません。	同左

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

第4期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金額	事業の 内容	議決権の 所有（被所 有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
親会社	株式会社クレディセゾン	東京都豊島区	75,929 百万円	クレジット カード・金融	被所有 直接100%	役員の兼任 人件費立替・本 社事務所の転借	出向者給与	105,464 千円	未払金	7,234 千円
									未払費用	10,740 千円
							賃借料の支払	15,408 千円	前払費用	1,249 千円
									未払金	48 千円
									未払費用	48 千円

（注）1. 取引条件及び取引条件の決定方針

出向者給与および役員報酬については親会社が支払う金額の分担金を支払っております。

本社事務所の転借については親会社が賃借を受けるのと同条件で契約しております。

2. 上記金額のうち、取引額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

第5期事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金額	事業の 内容	議決権の 所有（被所 有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
親会社	株式会社クレディセゾン	東京都豊島区	75,929 百万円	クレジット カード・金融	被所有 直接100%	役員の兼任 人件費立替・本 社事務所の転借	出向者給与等	104,114 千円	未払金	6,612 千円
									未払費用	9,805 千円
							賃借料の支払	14,868 千円	前払費用	1,249 千円
									未払金	50 千円
									未払費用	50 千円

（注）1. 取引条件及び取引条件の決定方針

出向者給与および役員報酬については親会社が支払う金額の分担金を支払っております。

本社事務所の転借については親会社が賃借を受けるのと同条件で契約しております。

2. 上記金額のうち、取引額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社クレディセゾン（株式会社東京証券取引所市場一部）

（1株当たり情報）

第4期事業年度 （自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）	第5期事業年度 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）
① 1株当たり純資産額 9,413円86銭 ② 1株当たり当期純損失 8,154円26銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 （注）1株当たり当期純損失の算定の基礎は以下のとおりであります。 損益計算書上の当期純損失 212,010千円 普通株主に帰属しない金額 — 千円 差引普通株式に係る当期純損失 212,010千円 普通株式の期中平均株式数 26,000株	① 1株当たり純資産額 9,488円57銭 ② 1株当たり当期純損失 6,004円01銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 （注）1株当たり当期純損失の算定の基礎は以下のとおりであります。 損益計算書上の当期純損失 160,103千円 普通株主に帰属しない金額 — 千円 差引普通株式に係る当期純損失 160,103千円 普通株式の期中平均株式数 26,666株

（重要な後発事象）

第4期事業年度 （自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）	第5期事業年度 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）
該当事項はありません。	同左

【中間貸借対照表】

		第6 期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)
(資産の部)				
I. 流動資産				
現金及び預金			171,860	
直販顧客分別金信託			193,281	
前払費用			1,428	
未収入金	※1		427	
未収委託者報酬			57,066	
貯蔵品			4,071	
流動資産計			428,135	97.3
II. 固定資産	※2			
投資その他の資産			12,103	2.7
差入保証金		12,103		
固定資産計			12,103	2.7
資産合計			440,239	100.0
(負債の部)				
I. 流動負債				
預り金			3,512	
顧客からの預り金			174,757	
未払金			24,801	
未払費用			11,245	
未払法人税等			1,588	
流動負債計			215,904	49.0
負債合計			215,904	49.0
(純資産の部)				
I. 株主資本				
資本金			760,000	172.6
資本剰余金				
資本準備金		300,000		
資本剰余金合計			300,000	68.1
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		△ 835,664		
利益剰余金合計			△ 835,664	△ 189.8
株主資本合計			224,335	51.0
純資産合計			224,335	51.0
負債・純資産合計			440,239	100.0

【中間損益計算書】

		第6期中間会計期間 〔 自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日 〕		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)
I. 営業収益				
委託者報酬			89,443	
営業収益計			89,443	100.0
II. 営業費用及び一般管理費	※1		149,857	167.5
営業損失			60,414	△ 67.5
III. 営業外収益	※2		1,844	2.1
IV. 営業外費用			41	0.0
経常損失			58,611	△ 65.5
V. 特別損失			1,236	1.4
税引前中間純損失			59,847	△ 66.9
法人税、住民税及び事業税			475	0.5
中間純損失			60,322	△ 67.4

【中間株主資本等変動計算書】

第6期中間会計期間(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)

(単位: 千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本剰余 金合計	その他利 益剰余金	利益剰余 金合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	760,000	300,000	300,000	△ 775,342	△ 775,342	284,657	284,657
中間 会計期間 中の変動額							
中間純損失	-	-	-	△ 60,322	△ 60,322	△ 60,322	△ 60,322
中間 会計期間 中の変動額合 計	-	-	-	△ 60,322	△ 60,322	△ 60,322	△ 60,322
当中間期末残高	760,000	300,000	300,000	△ 835,664	△ 835,664	224,335	224,335

(中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

項目	第6期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 器具・備品 3年～10年 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。
3. その他中間財務諸表作成の基本となる重要な事項	消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

(追加情報)

第6期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」等の適用について 第6期中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第6期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)
※1 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動資産の「未収入金」に含めて表示しております。
※2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,637千円 工具器具備品 19,953千円

(中間損益計算書関係)

第6期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)		
※1 減価償却実施額		
有形固定資産	277千円	
無形固定資産	44千円	
※2 営業外収益の主な内容は、次の通りであります。		
印税	1,260千円	
受取利息	150千円	

(中間株主資本等変動計算書関係)

第6期中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	30,000株	—	—	30,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第6期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
該当事項はありません。

（金融商品関係）

第6期中間会計期間 （自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）			
金融商品の時価等に関する事項			
平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。			
	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	171,860	171,860	-
(2)直販顧客分別金信託	193,281	193,281	-
(3)未収委託者報酬	57,066	57,066	-
資産計	422,208	422,208	-
(注) 1. 金融商品の時価の算出方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項			
資 産			
(1) 現金及び預金、(2) 直販顧客分別金信託、(3) 未収委託者報酬			
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。			
2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品			
該当事項はありません。			
3. 満期のある金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額			
該当事項はありません。			
4. 社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額			
該当事項はありません。			

（有価証券関係）

第6期中間会計期間末 （平成23年9月30日現在）
該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第6期中間会計期間 （自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）
該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第6期中間会計期間末 （平成23年9月30日現在）
当社は、資産除去債務について、不動産賃貸借契約に係る差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を差入保証金から減額して費用計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

第6期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	
1. セグメント情報	当社は投資信託事業の設定・運用・販売、及びこれらの付随事業という単一のセグメントであるため、記載を省略しております。
2. 関連情報	(1) 製品及びサービスごとの情報 単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 (2) 地域ごとの情報 ①売上高 本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。 ②有形固定資産 本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。 (3) 主要な顧客ごとの情報 外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。
3. 報告セグメントごとの減損損失に関する情報	当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。
4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報	該当事項はありません。
5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報	該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第6期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	
① 1株当たり純資産額	7,477円83銭
② 1株当たり中間純損失	2,010円74銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、潜在株式がないため記載していません。	

(注) 1株当たり中間純損失算定の基礎は以下のとおりであります。

	第6期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
中間損益計算書上の中間純損失（千円）	60,322
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
差引普通株式に係る中間純損失（千円）	60,322
普通株式の期中平均株式数（株）	30,000

（重要な後発事象）

第6期中間会計期間 （自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- （1） 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （2） 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （3） 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）及び（5）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- （4） 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- （5） 上記（3）及び（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

①定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

有価証券届出書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

①名称：野村信託銀行株式会社

②資本金の額：300億円（平成23年12月末日現在）

③事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

該当事項はありません。

当ファンドの委託会社であるセゾン投信株式会社は、販売会社としての機能も兼ねています。

2【関係業務の概要】

（1）受託会社：ファンドの受託者として、投資信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

3【資本関係】

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、以下の金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類を関東財務局長に提出しております。

書類名	提出日
有価証券届出書	平成23年3月10日
有価証券報告書	平成23年3月10日
半期報告書	平成23年9月9日
有価証券届出書の訂正届出書	平成23年9月9日、平成24年3月9日

独立監査人の監査報告書

平成23年2月17日

セゾン投信株式会社
取締役会 御中

優成監査法人

指定社員
業務執行社員
公認会計士 鴛海 量明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているセゾン資産形成の達人ファンドの平成21年12月11日から平成22年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セゾン資産形成の達人ファンドの平成22年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

セゾン投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータは含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年7月14日

セゾン投信株式会社

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員

公認会計士

鴛海 量明

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているセゾン投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セゾン投信株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年1月17日

セゾン投信株式会社
取締役会 御中

優成監査法人

指定社員
業務執行社員
公認会計士 鴛海 量明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているセゾン資産形成の達人ファンドの平成22年12月11日から平成23年12月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セゾン資産形成の達人ファンドの平成23年12月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

セゾン投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータは含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年7月22日

セゾン投信株式会社

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員

公認会計士

鴛海量明

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているセゾン投信株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セゾン投信株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年1月17日

セゾン投信株式会社
取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 公認会計士 鴛海 量明
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているセゾン投信株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第6期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、わが国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行なった。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積もりの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、セゾン投信株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)